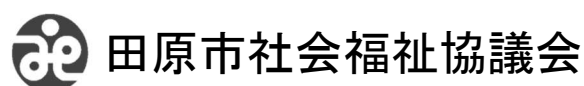


第4期 田原市地域福祉計画

田原市地域福祉活動計画

(2024年度~2029年度)

(素案)



目次

第1章

計画策定にあたって	1
1 背景と趣旨.....	2
2 位置づけ.....	3
3 策定体制.....	7

第2章

地域福祉を取り巻く現状	9
1 人口等の現状.....	10
2 社会福祉資源の概況.....	14
3 第3期計画分析.....	18
4 市民意識調査から見た状況.....	27
5 地域住民等との話し合いからみた状況.....	34
6 地域福祉の主要課題.....	35

第3章

計画の基本的なあり方	37
1 基本理念.....	38
2 基本目標.....	38
3 体系.....	39

第4章

施策の展開	41
基本目標1 地域福祉活動への参加を促進するための人材育成、仕組みづくり...	42
基本目標2 分野を超えてつなげるための情報提供、情報共有	47
重層的支援体制.....	51
基本目標3 安心安全な地域共生社会の実現	52
田原市成年後見制度利用促進計画.....	59
田原市再犯防止推進計画.....	60

第5章

計画の推進にあたって	63
1 計画の周知・啓発.....	64
2 計画の推進と評価.....	64

参考資料

各種施策や制度の概要	65
1 改正社会福祉法【令和3年4月施行】	66
2 関係する分野別計画	69
3 地域包括ケアシステムの概要	74
4 地域生活支援拠点の概要	76
5 生活困窮者自立支援法の概要	77
6 健康都市の概要	78
7 生活ささえあいネットの概要	79
8 その他	80

第1章

計画策定にあたって

1 背景と趣旨

(1)背景と趣旨

全国的に、少子高齢化と人口減少が進んでおり、高齢者の増加、地域社会の変化などにより、8050 問題や老老介護、ヤングケアラー等の複雑・複合化する課題を抱えている世帯や、ひきこもりや社会的孤立等、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など、新たな課題が顕在化しており、地域福祉を取り巻く課題はますます多様・複雑化しています。

国は、これまで高齢者や障がいのある方の「地域生活における自立」を支援するために、介護保険法、障害者総合支援法等を整備し、現在は、「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)や「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づいて、その具体化に向けた改革を進めており、平成 30 年 4 月には改正社会福祉法が施行されました。

さらに、令和 2 年 6 月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正された社会福祉法では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

田原市(以下、「本市」という。)では、令和元年に「第 3 期田原市地域福祉計画」を策定し、生活ささえあいネットなど、地域で暮らす人たち同士の支え合いの推進と、改正社会福祉法の趣旨を踏まえた「我が事・丸ごとの地域づくり」と「包括的な支援体制の整備」を重点施策として、市民が安心して健康に暮らす地域の実現を目指し、地域福祉全般の推進を図ってきました。

このたび、「第 3 期田原市地域福祉計画」の計画期間が令和 5 年度で終了することから、地域社会を取り巻く変化や、それに伴う新たな課題に対応し、さらなる地域福祉の充実を図るため、令和 6 年度からの 6 年間の計画期間とした「第 4 期田原市地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 位置づけ

(1)根拠となる法律

(1)－1 地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画として位置づけられています。

また、厚生労働省より、計画に定めるべき事項も通知されています。

(参考:社会福祉法第 107 条)

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域福祉課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(厚生労働省社会・援護局長通知)

○要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認の円滑な実施について(平成 19 年 8 月)

○生活困窮者自立支援方策について など

(1)－2 地域福祉活動計画

社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉を推進するための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定するものです。

(参考:社会福祉法第 109 条)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第一百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(1)ー3 成年後見制度利用促進計画

本市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」を地域福祉計画に包含し、同計画における「権利擁護の充実」と連動性を高め、成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する取組を総合的・計画的に進めていきます。

(参考:成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条)

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1)ー4 再犯防止推進計画

本市では、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画に包含することで、一体的な支援体制の構築を図ります。

(参考:再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条)

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

二 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2)計画と他計画との関係

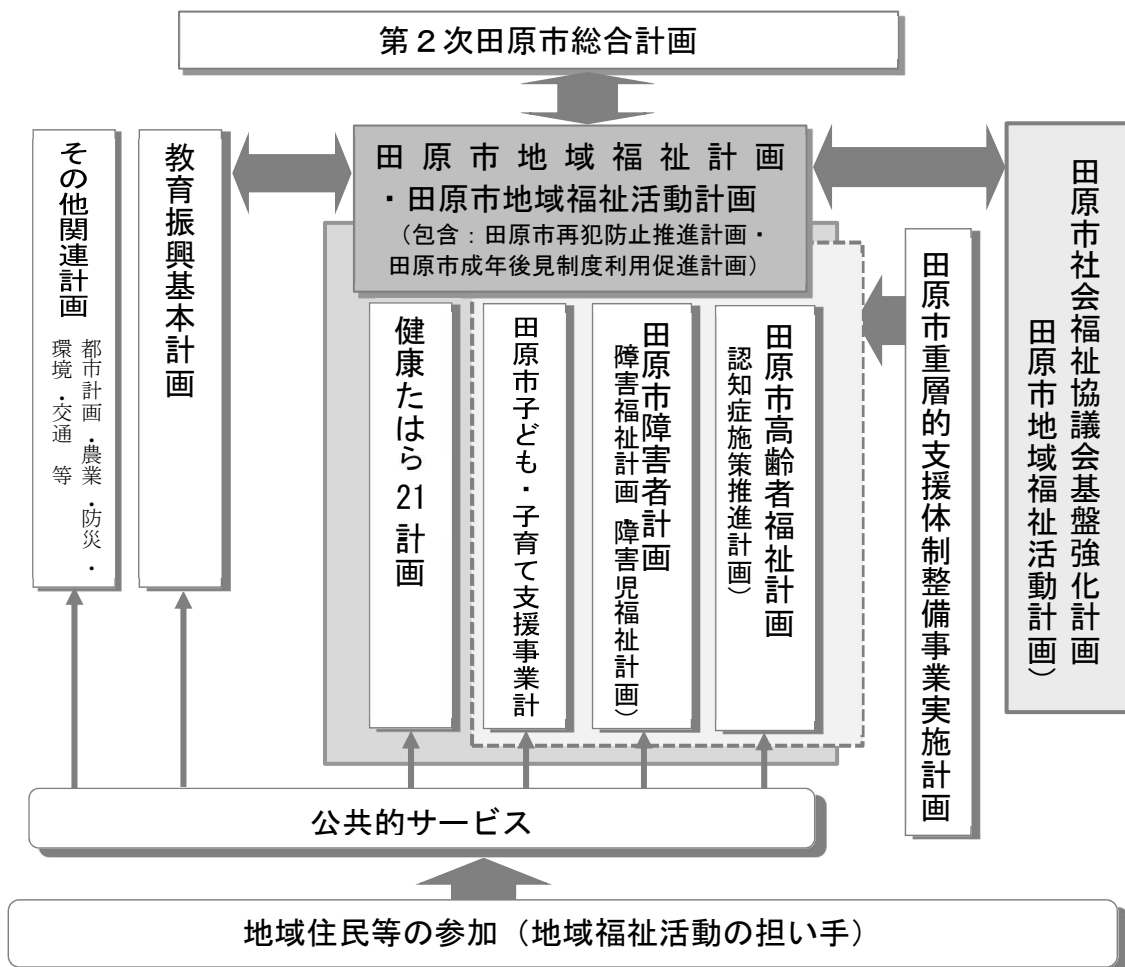
(2)ー1 地域福祉計画

この計画は、市総合計画における健康福祉分野に関連する施策を具体化する計画で、健康福祉4計画の上位計画としての性格を持ちます。前計画で定めた方向性を継続しつつ、高齢者福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画、健康たはら21計画と整合性を図りながら推進するものです。

また、愛知県の「あいち福祉保健医療ビジョン2026」や、愛知県社会福祉協議会の「中期計画(あ・い・ち・ふ・く・し)」とも理念を共有し、計画を推進していくものです。

(2)ー2 地域福祉活動計画

この計画は、社会福祉協議会基盤強化計画の下位計画として、社協の役割の遂行や理念を実現するものとして策定されています。

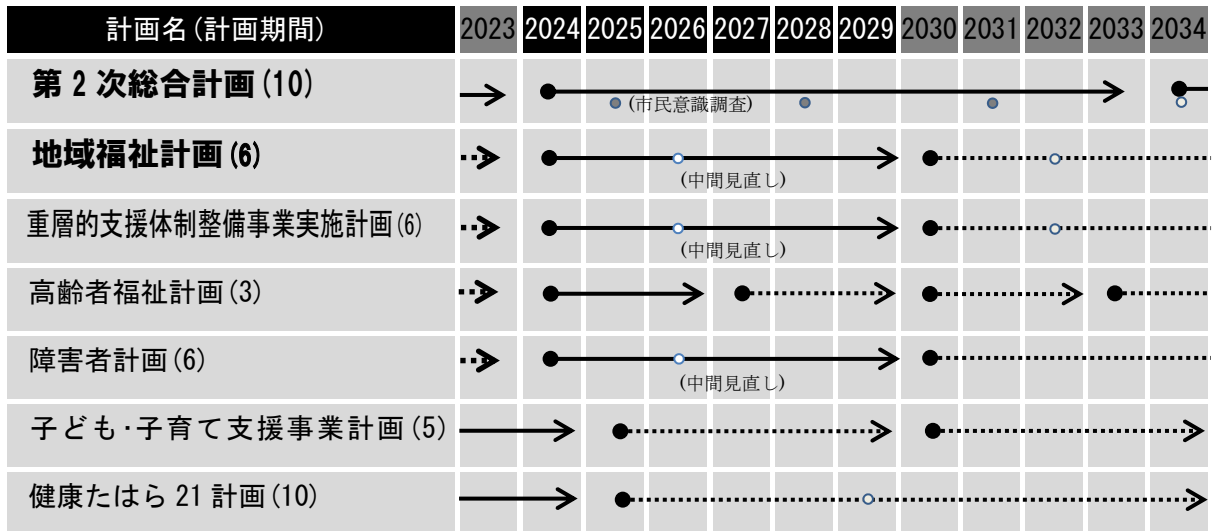


(3)計画期間

本計画の計画期間については、市の健康福祉4計画との連携・整合を図り、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

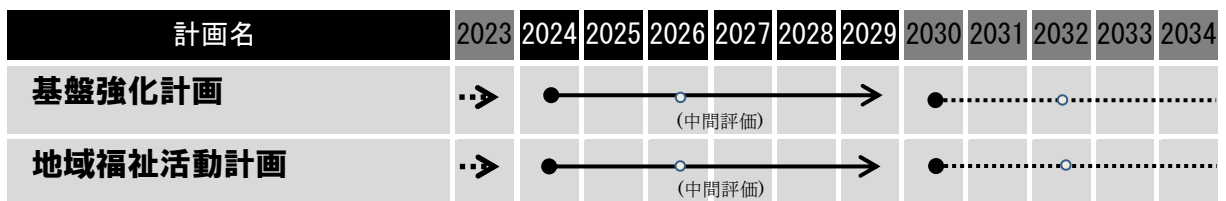
なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画との整合性を考慮し、必要に応じて中間見直しを行います。

■地域福祉計画



※2026年度中間見直しにおいて計画見直し

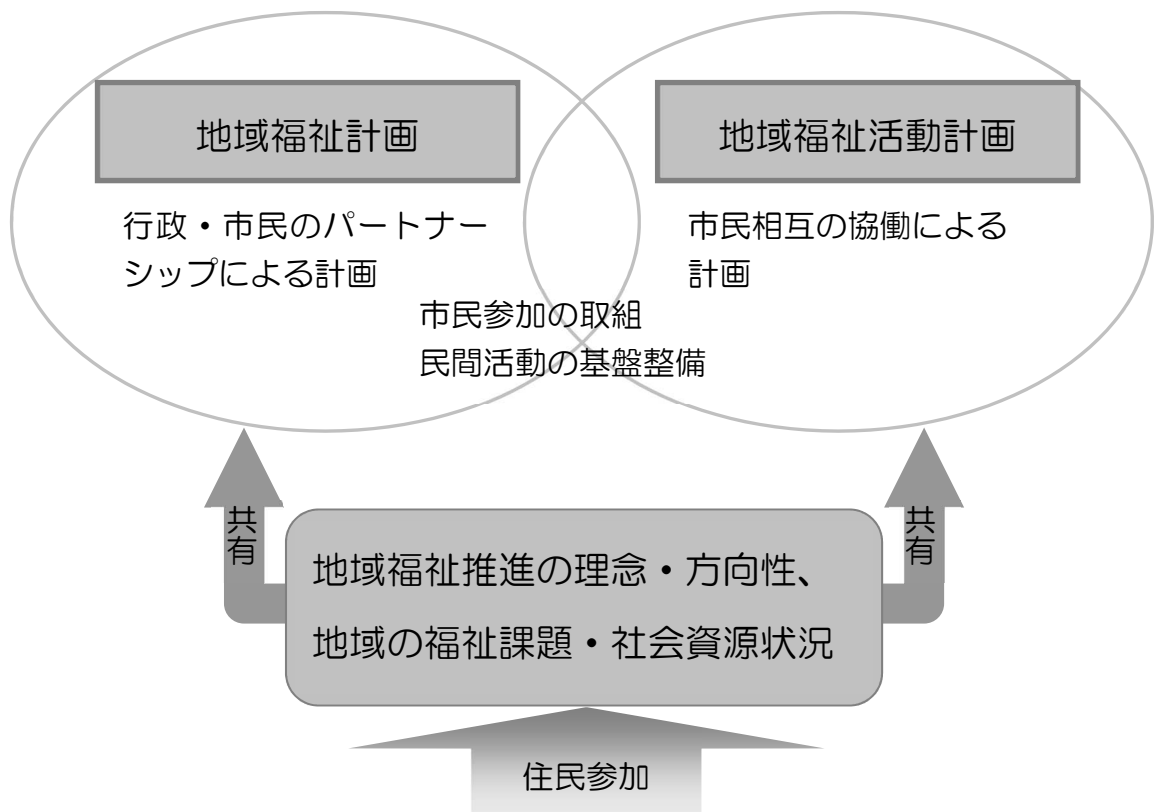
■地域福祉活動計画



※2026年度中間評価において計画見直し

(4)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

行政計画として市が策定する地域福祉計画と、住民活動計画として社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、同じ方向を目指し、相互に連携し、地域福祉の取組を推進することが重要です。「地域福祉活動計画」に「地域福祉計画」の実現を支援するための施策を盛り込むなど、本計画でも両計画を一体的に策定することで、官民協働による地域福祉の推進を図ります。



3 策定体制

本計画の策定にあたっては、市の健康福祉4計画を中心に、各計画との整合性を図るために庁内ワーキングを開催するとともに、地域包括ケア推進協議会等、地域福祉関係団体から意見聴取等を行いました。

また、パブリックコメントを実施し、多くの市民の意見聴取に努めました。

第2章

地域福祉を取り巻く現状

1 人口等の現状

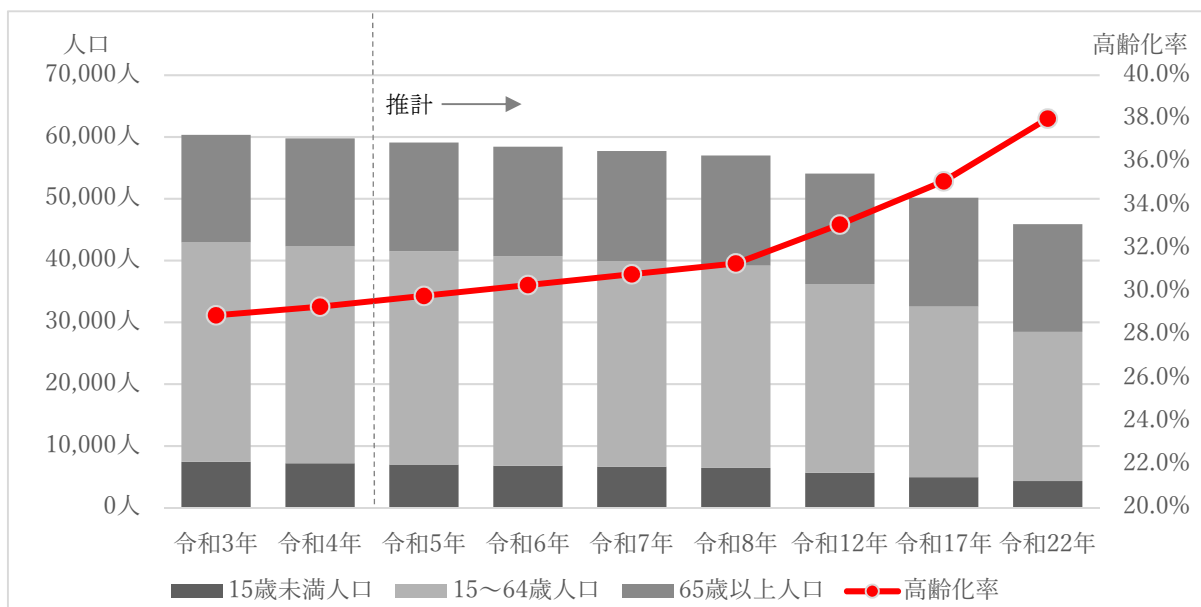
(1)人口の推移と人口構成

本市の年齢3区分別人口の推移と推計をみると、総人口は年々減少しており、今後も減少していくことが予測されます。

15歳未満人口、15～64歳人口も総人口と同様に減少傾向にありますが、65歳以上人口は年々増加しており、高齢化率も年々上昇し、令和4年には29パーセントを超えています。

また、平均世帯人員は、令和5年9月末現在で2.6人となっており、世帯の少人数化が進んでいます。

■ 3区分別人口の推移と推計



年度	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口	総人口	高齢化率
令和3年	7,417人	35,506人	17,409人	60,332人	28.9%
令和4年	7,187人	35,102人	17,486人	59,775人	29.3%
令和5年	6,994人	34,524人	17,585人	59,103人	29.8%
令和6年	6,816人	33,899人	17,699人	58,414人	30.3%
令和7年	6,652人	33,273人	17,793人	57,718人	30.8%
令和8年	6,448人	32,739人	17,814人	57,001人	31.3%
令和12年	5,661人	30,532人	17,882人	54,075人	33.1%
令和17年	4,938人	27,604人	17,615人	50,157人	35.1%
令和22年	4,317人	24,130人	17,429人	45,876人	38.0%

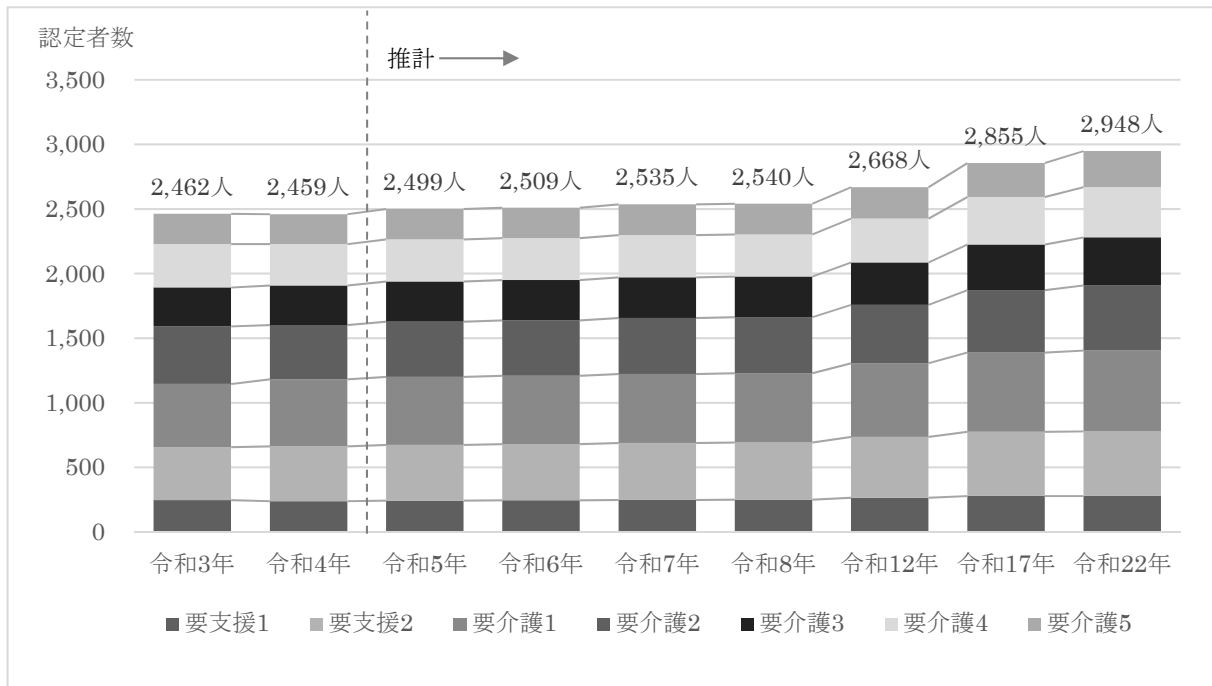
資料:令和3～4年 住民基本台帳(各年9月末現在)
令和5～22年 東三河広域連合による推計

(2)支援が必要な人の動向

ア 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数の推移をみると、65歳以上人口の増加に伴い、微増傾向にあり、令和4年は2,459人となっています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移と推計



資料:令和3~4年 介護保険事業報告(各年9月末現在)
令和5~22年 東三河広域連合による推計

イ 障がい者数

(ア) 身体障害者手帳の所持者数

令和5年4月現在で、1,769人となっており、年々減少してきています。また、総人口に占める手帳所持者の割合は各年ともに約3%程度で推移しています。

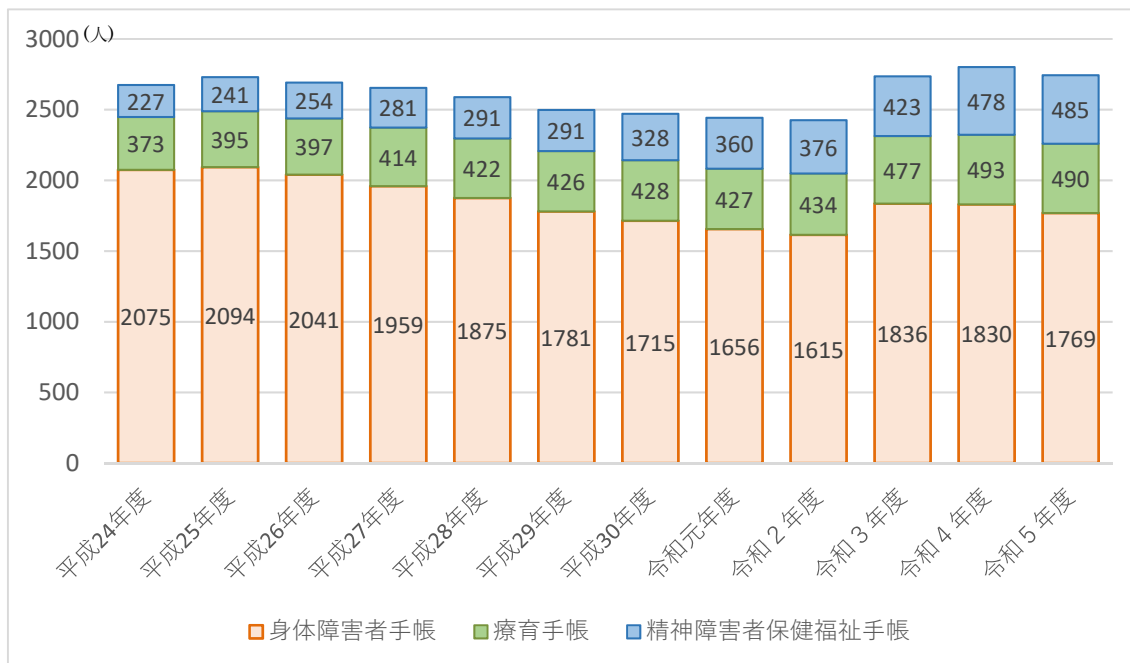
(イ) 療育手帳の所持者数

年々増加しており、令和5年4月現在で、490人となっています。18歳未満の所持者は横ばいですが、18歳以上の所持者が微増傾向にあります。

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

年々増加しており、令和5年4月現在で、485人となっています。ただし、通院による継続的な治療が必要な精神疾患の人は、手帳を所持していなくても自立支援医療を受けることができるため、手帳の交付申請に至らないケースもあります。

■障がい者数の推移

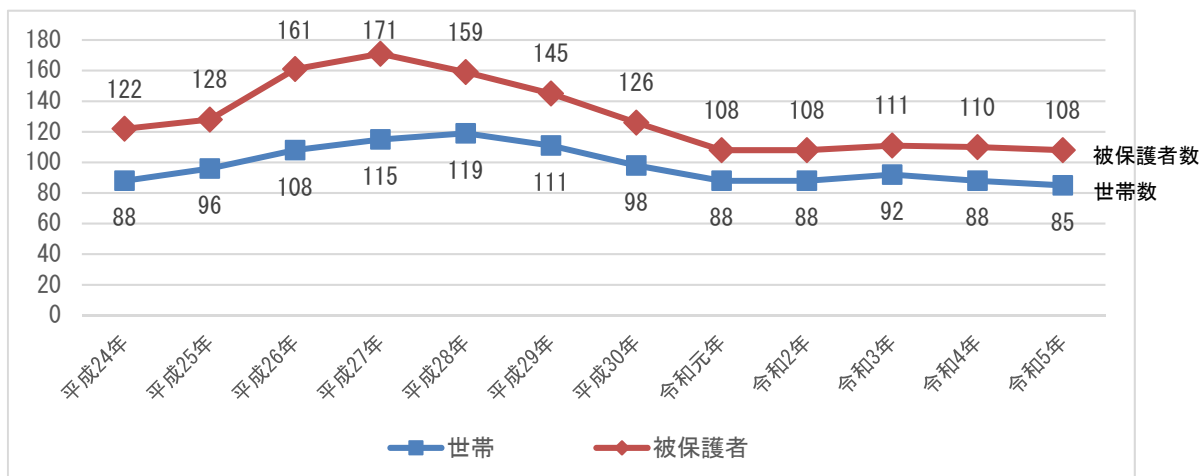


資料:田原市地域福祉課(各年4月1日現在)

ウ 生活保護受給者数

平成28年度をピークに、被保護世帯数は減少しています。これは、雇用情勢が好調なことにより、新規の申請の減少、就労による保護廃止が増加していることに加え、平成28年度から開始した生活困窮者自立支援事業により、徐々に就労・他法他施策につながり、自立が促進された者が増えていることも一因となっています。

■生活保護受給者数の推移

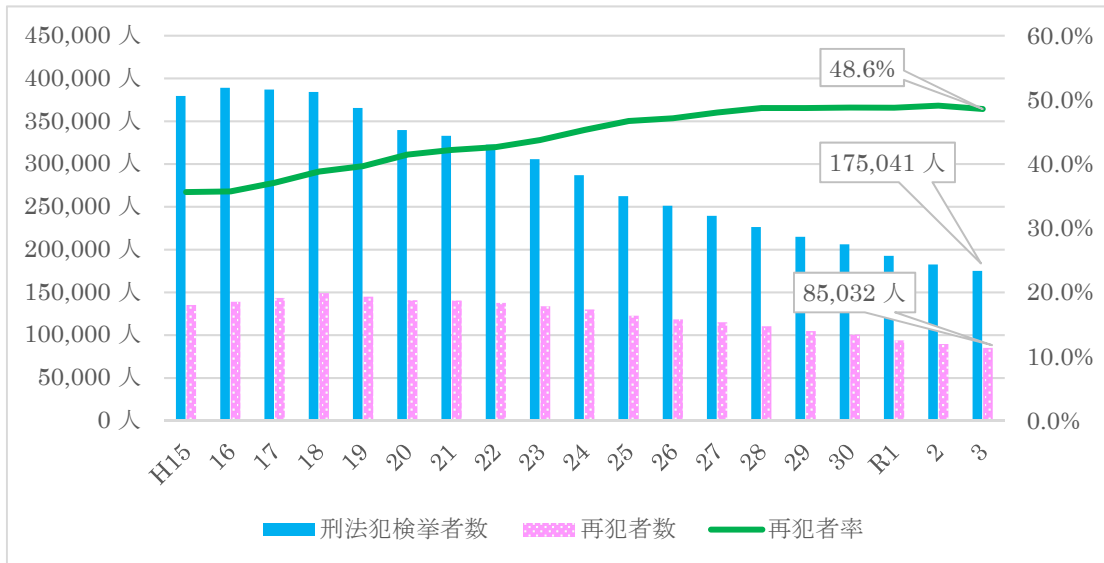


資料:田原市地域福祉課(各年4月1日現在)

I 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

法務省が発行している「令和4年版再犯防止推進白書」では、全国の令和3年の再犯者率(刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率)は48.6%、愛知県は46.1%と、5割に近い数値となっています。これは、刑法犯で検挙された人のうち、約半数が再犯者になっていることを示しています。

■ 刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



資料:令和4年版再犯防止推進白書

2 社会福祉資源の概況

(1)福祉関係施設

各分野で相談窓口が展開されています。



■高齢者支援センター

	事業所名	名称	対象校区	所在地	電話	地図
1	あつみの郷 高齢者支援センター	あつみの郷	田原中部・衣笠・ 田原南部小学校区	田原町築出 35 番地 1	22-6784	①
2	田原市社協 高齢者支援センター	赤羽根 福祉センター	野田・高松・赤羽根・若 戸・泉小学校区	赤羽根町赤土 1 番地 (赤羽根福祉センター)	45-3611	②
		あつみ ライフランド	伊良湖岬小学校区	保美町寺西 21 番地 10 (あつみライフランド)	34-6630	③
		田原 福祉センター	総合相談窓口	赤石二丁目 2 番地 (田原福祉センター)	23-0610	④
3	田原福寿園 高齢者支援センター	田原福寿園	田原東部・六連・神戸・ 大草・童浦小学校区	六連町神ノ釜 9 番地 3	27-0882	⑤
		渥美福寿園	福江・清田・中山・亀山 小学校区	小中山町一膳松 1 番地 93	32-1788	⑥
		田原ゆの里	相談窓口	吉胡町蔵王 97 番地 63	24-0888	⑦
		花の里	相談窓口	保美町平城 6 番地 1	34-6788	⑧

■障害者相談支援・計画相談・地域相談・障害児相談

	事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
1	田原市障害者総合相談センター	下記の 5 事業所が当番 により常駐	赤石二丁目 2 番地 (田原福祉センター)	23-3812	④
2	田原市社協相談支援事業所	田原市社会福祉協議会		23-0610	④
3	蔵王の杜相談支援事業所	社福)成春館	田原町石取 1 番地 9	23-7511	⑨
4	地域生活支援センター collabo 相談支援事業所	NPO)ふい〜る工房	赤石二丁目 2 番地 (田原福祉センター)	23-3812	④
5	MA・はろー相談支援事業所	特定非営利活動法人 MA・はろー	田原町南新地 69 番地 1	37-5698	⑬
6	蔵王苑相談支援事業所	社福)成春館	田原町西山口 1 番地	22-1145	⑭

■障害者計画相談・障害児相談

	事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
1	田原授産所相談支援事業所 ※計画相談支援のみ	社福)成春館	田原町石取 1 番地 9	23-7513	⑨

2	田原相談支援事業所	株式会社イノウエ	赤羽根町諏訪 29 番地 1	45-2011	⑮
3	田原市こども相談支援事業所	田原市	大久保町大新田 140 番地 1 (田原市児童発達支援センター)	22-0256	⑯

■子育て相談

	事業名	運営	所在地	電話	地図
1	地域子育て支援センター	親子交流館	さくらルーム (田原市親子交流館内)	23-1510	⑩
		子育て支援課	なのはなルーム (伊良湖岬保育園内)	38-0760	⑪
		学)正円寺学園	こがめルーム (あかばねこども園内)	45-2416	⑰
2	田原市教育サポートセンター	学校教育課	(ふるさと教育センター)	36-4732	⑱
3	家庭児童相談	子育て支援課	(田原市役所本庁舎)	23-3513 ☎	⑫
4	育児相談、電話相談 子どもの心の健康相談	健康課	(田原市役所本庁舎)	23-3515 ☎	⑫
			(あつみライフランド)	33-0386 ☎	③
5	妊娠・出産・子育て総合相談窓口	親子交流館	(田原市親子交流館)	23-1520 ☎	⑩
6	教育相談	教育サポートセンター	(ふるさと教育センター)	36-6453 ☎	⑱
		学校教育課	(田原市役所本庁舎)	23-3679 ☎	⑫

☎電話相談または事前予約制

■健康相談

	事業名	運営	所在地	電話	地図
1	心とからだの健康相談	健康課	(田原市役所本庁舎)	23-3515	⑫
			(あつみライフランド)	33-0386	③

■生活保護・生活困窮者自立支援事業相談窓口

	事業名	運営	所在地	電話	地図
1	生活保護相談	地域福祉課	(田原市役所本庁舎)	23-3512	⑫
2	生活困窮者自立支援事業相談	田原市社会福祉協議会	(田原福祉センター)	23-0610	④

■権利擁護窓口

	事業名	運営	所在地	電話	地図
1	田原市成年後見センター	田原市社会福祉協議会	(田原福祉センター)	23-0610	④
2	心配ごと相談	田原市社会福祉協議会	(田原福祉センター)	23-0610 ☎	④
			(赤羽根福祉センター)	45-3499 ☎	②
			(あつみライフランド)	33-0279 ☎	③

☎事前予約制

資料:田原市地域福祉課(令和5年4月1日現在)

(2)福祉関係団体等

ア 社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に位置付けられた地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

田原市社会福祉協議会は、昭和 42 年 3 月 28 日に社会福祉法人の認可を受けています。

地域福祉の推進を図ることを目的に多様な福祉事業を展開するとともに、市の委託事業等の実施や、指定管理者として福祉センターの管理・運営を行っています。

○主な事業

法人運営	法人運営事業、共同募金配分金事業など
地域福祉活動	ボランティアセンター運営事業、生活ささえあいネット事業、地域福祉ネットワーク事業、生活支援体制整備事業
福祉サービス利用支援	成年後見センター事業、高齢者支援(地域包括支援)センター事業、障害児相談支援事業、一般相談支援事業、生活困窮者自立相談支援事業など
在宅福祉サービス(介護保険事業等)	居宅介護支援事業、訪問介護事業、障害福祉サービス事業、福祉車両運行サービス事業、配食サービス事業、高齢者介護予防事業
施設・指定管理	田原福祉センター及び赤羽根福祉センター管理運営

○地域福祉活動の状況

地域福祉活動の推進のため、市が社会福祉協議会に委託し実施している事業です。

(ア) ボランティアセンター運営事業

目的	ボランティア活動を行う個人・団体の要請及び活動支援に努めるとともに、ボランティア意識を高め、福祉のまちづくりを推進する。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ボランティア(傾聴・要約筆記・手話等)養成講座開催 ・ボランティアコーディネイト業務 ・ボランティアネットワーク組織の活動支援

(イ) 生活ささえあいネット事業

目的	地域のささえあいによる地域福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、顔の見える関係づくりを目指す。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ささえあいに関するコーディネイト業務 ・ささえあいサポーターの確保

(ウ) 地域福祉ネットワーク事業

目的	高齢者等の地域での居場所・生きがい・つながりの場を提供することで、地域福祉の増進を図る。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会主催の基幹的サロンの開設・運営 ・自主グループサロン(半日実施、一日実施)の育成・支援(助成含む)

(I)生活支援体制整備事業

目的	多様な地域資源を活用しながら生活支援・介護予防に係るサービスの基盤整備を行う。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ・関係機関とのネットワークの構築 ・生活支援の担い手養成やサービスの開発 ・個別ケア会議への出席 ・ニーズと生活支援サービスのマッチング

イ 民生委員・児童委員

民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣の委嘱を受け活動しています。また、同時に児童福祉法により児童委員を兼ねています。任期は3年で、概ね旧町地区ごとに地区民生児童委員協議会(以下「地区民協」という。)を組織しています。主任児童委員は地区民協の規模に応じて配置され、関係機関と連携して、児童の健全育成活動に協力しています。

市域で組織される田原市民生児童委員協議会では、高齢者部会、障害者部会、児童部会、福祉ボランティア部会の4つの部会を設け、「高齢者の地域福祉、在宅福祉を支える活動の支援」、「障害者団体や関係施設の活動支援と交流促進」、「児童の健全育成活動への支援」、「地域でのボランティア活動の推進」を重点活動として、地域での様々な福祉活動に積極的に取り組んでいます。

○地区民協構成人数

地区	民生委員	主任児童委員	計	担当地区
田原東部地区民協	19人	1人	20人	東部中学校区
田原中部地区民協	34人	2人	36人	田原中学校区(野田小学校区除く)
田原西部地区民協	6人	0人	6人	野田小学校区
赤羽根地区民協	9人	2人	11人	赤羽根中学校区(泉小学校区除く)
渥美地区民協	42人	2人	44人	泉小学校区、福江中学校区
計	110人	7人	117人	

資料:田原市地域福祉課(令和5年4月1日現在)

3 第3期計画分析

第3期田原市地域福祉計画(令和元年度～令和5年度)で策定した基本目標と重点施策に対する取組の成果(※)と課題です。

(※)「住民のみなさん」「地域」「行政」「社会福祉協議会」に分けた取組のうち、「行政(市)」「社会福祉協議会(社)」のみを掲載しています。

(1)基本目標に対する取組の成果と課題

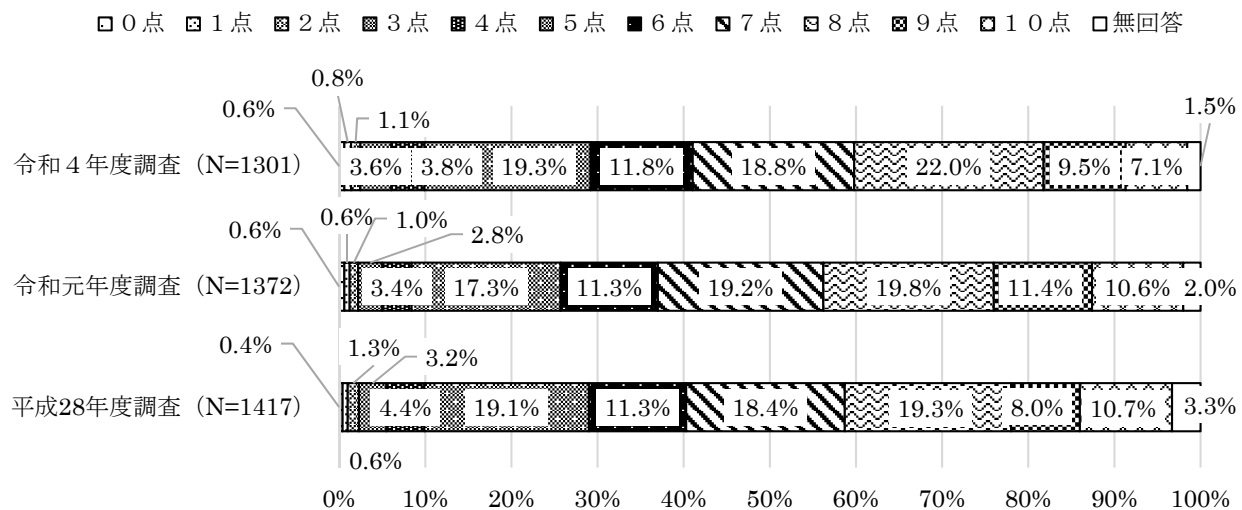
基本目標1 みんなでつくる 助け合い支え合いのしくみ

指 標 「あなたはどの程度幸せですか」

目 標 8.00 点

実 績 6.71 点(令和4年度市民意識調査)

令和4年度の市民意識調査で、「現在、あなたはどの程度幸せですか。」「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」という問いに対し、平均点は6.71点であり、令和元年度調査(6.95点)と比べ0.24ポイント低くなっています。



1-(1)意識の啓発・仕組みづくり

<p>成果</p>	<p>(市) 認知症サポーターの養成講座や認知症予防講座を、地域住民や生徒・児童に向けて開催し、認知症に関する理解を深めました。</p> <p>(市) 生活ささえあいネットやボランティアセンターの運営等、助け合いの仕組みづくりを支援し、活用推進のための周知啓発を行いました。</p> <p>(市) 理解と協力の啓発として、ヘルプマーク・マタニティマークを配布しました。</p> <p>(社) 社協直営サロンは各校区市民館へ指導員を派遣し月 1 回開催し、住民による自主運営サロンには助成金や運営の支援を行いました。市民館カフェを地域住民、介護予防リーダー、市民館、民生児童委員等により行いました。</p> <p>(社) 生活支援体制整備事業として、地域からの様々な声・要望の聞き取りを行い、それぞれのニーズに応じて、集いの場の紹介や仲介の実施、市民館カフェの立ち上げ支援や、高齢者支援センターや認知症地域支援推進窓口への「つなぎ」を行いました。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの数が大幅に減少しているため、老人クラブを対象とした講座開催ができなくなっています。老人クラブに代わる受講対象者を新たに見つけていく必要があります。 ・社協サロンは参加者の高齢化と新規加入者の不在により継続が難しい地区があります。また自主運営サロンも高齢化により中心となる人物が体調崩すと運営が続かなくなる可能性があります。 ・地域福祉に関わる部署との連携を強化し、生活支援体制整備事業の認知度を高める必要があります。

1-(2)担い手の育成

<p>成果</p>	<p>(市) 地域活動に必要な運営費の助成や、アドバイザー職員の派遣を行い、コミュニティ団体の運営体制の強化と活動支援を行いました。</p> <p>(市) 地域全体で子育てを応援する体制として子育て安心見守り隊を養成しました。</p> <p>(市) ファミリー・サポート・センターの援助会員向けの研修会や交流会の開催により、援助活動の質の向上に取り組みました。</p> <p>(社) ボランティアセンター運営による各種講座、紹介セミナーを開催し、市民がボランティアを始めるきっかけを提供しました。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や少子高齢化の影響により現状のコミュニティ活動を維持することが難しくなると予想されます。 ・担い手確保の観点からも、積極的に各組織の認知度の向上に取り組む必要があります。 ・地域の助け合い・支え合いを担うボランティアは不足しており、ボランティアの魅力を若者へも周知するための SNS の活用等、情報の発信を工夫する必要があります。

1-(3) 福祉教育の推進

<p>成果</p>	<p>(市) 市政ほ-もん講座等で介護福祉サービスや認知症への理解を深め、支援の充実につながるよう学びの場を提供しました。</p> <p>(市) 保育園、学校、企業等へ出向き人権擁護委員による出前授業を行いました。コロナ禍でも、作品募集や展示を継続して行い、啓発活動継続して行いました。</p> <p>(社) 市内全小中高等学校で毎年、車椅子や点字等を使用した福祉に対する社会福祉体験活動などを実施しました。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもだけでなく大人にも学ぶ機会を提供する等、福祉教育をさらに推進する必要があります。

基本目標 2 みんなが利用しやすい 福祉サービスの推進

指 標 生活困窮者自立相談支援事業対象者のうち就労や福祉サービスに結びついた割合

目 標 60%

実 績 50.1%(令和5年3月実績)

平成30年4月から令和5年3月までで、事業対象者のうち就労や福祉サービスに結びついた割合は50.1%でした。

新型コロナウイルス感染症の流行により、休業等で減収し困窮状態となった人の相談が増加しましたが、支援対策として展開された特例貸付事業や各種給付金制度の手続き支援を行うとともに失業給付の手続きや就労支援等を行うことにより、困窮者の生活の安定を図りました。

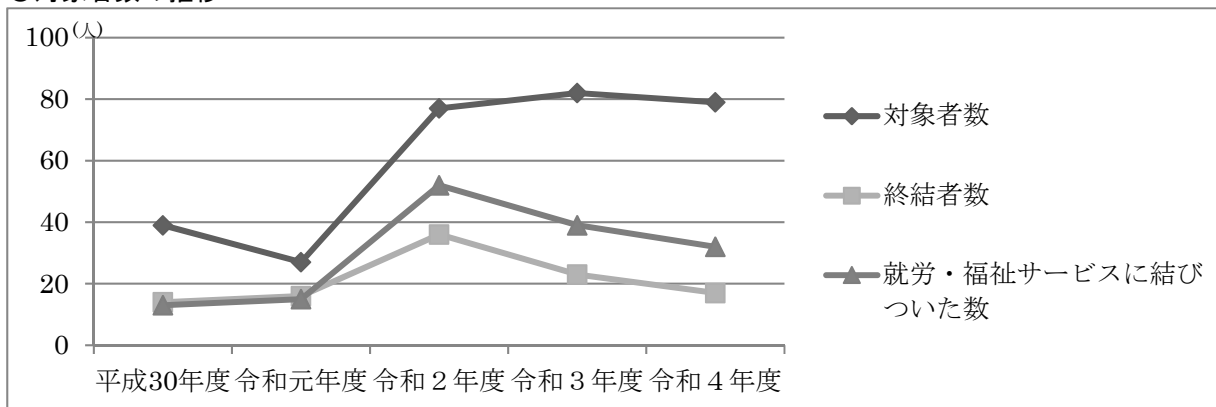
その他、就労や福祉サービスに結びつかなくても、社会福祉協議会による支援(食料・家計・相談)により状況が改善し、社会的孤立が解消された人は31.5%にのぼり、就労や福祉サービスに結びついた割合と合わせれば80%以上の人の生活が改善しています。しかしその中には、離職や適切な金銭管理ができずに再度対象になる場合等もあり、対象者数は年々増加しています。

事業開始からの対象者累計及び内訳(就労・福祉サービス等に結びついた人数)

	対象者数 (累計)	終結 (困窮状 態でなく なった)	就労や福 祉サービ スに結び ついた		社会的孤 立の解消	
			就労	福祉 サービス		
令和4年度	79	17	32	15	17	24
令和3年度	82	23	39	10	29	20
令和2年度	77	36	52	6	46	8
令和元年度	27	16	15	2	13	4
平成30年度	39	14	13	5	8	8

※複数該当もカウントするので、終結人数とは合致しない

○対象者数の推移



2-1(1) 情報提供の充実

<p>成果</p>	<p>(市) 市役所に平日手話通訳者を配置しています。また、平成 29 年度から「手話奉仕員養成講座」を開催し、人材育成を図っています。</p> <p>(市) 障害者差別解消法の内容や、合理的配慮について、平成 29 年度に「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、多くの機関で差別等に関する事例の情報共有を図るとともに、周知啓発を推進できる体制を整備しています。</p> <p>(市) 「高齢者福祉の手引き」・「障がい者福祉の手引き」・「子育て応援ブック」等必要な情報をまとめ、配布をしています。</p> <p>(市) (社) 広報たはら、議会だより等を音訳、選挙関連広報(愛知県)や社協だよりは点字翻訳を行いました。</p> <p>(社) 福祉のつどいでは、手話や要約筆記の団体等に協力を依頼し、情報を提供しています。</p> <p>(社) 高齢者支援センターや障害者相談(就労)支援、生活困窮者自立相談支援、障害者就労移行支援事業所、成年後見センター等の事業により、必要な情報を提供しています。</p>
<p>課題</p>	<p>・地域住民(世帯)が抱える課題は多岐にわたっており、複合化・複雑化しているため、総合的・横断的に相談・支援するための情報提供を行う必要があります。</p>

2-1(2) 相談支援体制の充実

<p>成果</p>	<p>(市) 各種相談窓口(障害者総合相談センター・高齢者支援センター・生活困窮者自立相談等)があらゆる問題に対応できるようネットワークや相談体制の強化・充実を図っています。それ以外でも、随時、関係機関と連携し個別ケース会議を開催し、問題に対応しています。</p> <p>(市) 妊娠・出産・子育て総合相談窓口の設置により、対面・電話・オンラインによる相談しやすい環境を整えることで、育児の孤立予防に取り組みました。</p> <p>(市) 交流・相談の場として赤ちゃんサロン等の各種子育て支援教室を開催しました。</p> <p>(社) 介護、障がいなどサービス利用者のニーズを把握したうえで、適切なサービスを提供しています。(訪問介護(居宅介護)、日中一時支援、生活ささえあいネット、福祉有償運送等)</p> <p>(社) 高齢者支援センターや障害者相談(就労)支援、成年後見センター事業の受託のほか、平成 28 年度より、生活困窮者自立相談事業において、就労準備支援事業を、令和 4 年度には家計改善事業を受託し、生活困窮者の就職・家計の改善・社会参加を促進しました。</p>
<p>課題</p>	<p>・地域住民(世帯)が抱える課題は多岐にわたっており、複合化・複雑化しているため、総合的・横断的に相談・支援ができる体制の充実を図る必要があります。</p>

2-(3) 包括的な支援体制の整備と我が事・丸ごとの地域づくり

<p>成果</p>	<p>(市) 地域福祉計画推進会議を開催し、重層的支援体制整備事業の実施方法について検討を行い、令和6年度事業実施に向けて、重層的支援体制の整備に取り組みました。</p> <p>(市) 田原市障害者自立支援協議会権利擁護部会において、障がい者に対するごみ出し支援の検討を行いました。</p> <p>(市) 徘徊高齢者 SOS ネットワーク等の協力による日常的な見守り、行方不明時の情報提供等を実施しています。また、社会福祉協議会、専門機関、地域コミュニティと連携し、訪問支援や個別の支援会議等を通じて、地域の人と顔の見える関係づくりを進めています。</p> <p>(市) 子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠期からの切れ目ない支援体制が強化されました。</p> <p>(市) 子育て安心見守り隊の活動により、母親の安心や母親同士のつながりをつくり、地域での孤立予防を行いました。</p> <p>(市) 地域企業と子育て支援に関する連携協定を締結し、企業による地域の見守りを強化すると共に、連携して事業を実施することで育児の孤立予防に取り組みました。</p> <p>(市) ファミリー・サポート・センターの運営により、子育て世代の見守りや送迎のニーズを把握したうえで、ボランティアとの間を取り持ち、適切なサービス提供に取り組んでいます。</p> <p>(社) 生活支援体制整備事業により、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支えるまちづくりを進めています。</p> <p>(社) 行政、専門機関、地域コミュニティと連携し、訪問支援や個別の支援会議などを通じて、地域の人と顔の見える関係づくりを進めています。</p>
<p>課題</p>	<p>・地域住民(世帯)が抱える課題は多岐にわたっており、複合化・複雑化しているため、総合的・横断的に相談・支援ができる体制の充実を図る必要があります。</p>

基本目標 3 みんなでつくる 人にやさしいまち

指 標 生活ささえあいネット サポーターの登録

目 標 全自治会(106)で登録

実 績 68自治会で登録(令和4年度末時点)

サポーターの登録は、コミュニティ協議会では全ての協議会、自治会では106自治会中68自治会で1名以上の登録があります。

令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の流行と感染防止により、支援依頼者、サポーター共に登録者数が減少しています。

協力店舗数は、ほぼ横ばいですが、たまぽカード加盟店でのポイント交換等が可能となり、利便性は高まっています。

【各年度末時点登録者数】

	支援依頼者	サポーター	協力店舗
令和4年度	147名	151名	40事業所 45店舗
令和3年度	145名	159名	40事業所 46店舗
令和2年度	142名	158名	41事業所 46店舗
令和元年度	197名	176名	41事業所 46店舗

【支援提供実績(初回コーディネート件数)】 【地域通貨販売数】

令和4年度	6件	令和4年度	90冊
令和3年度	10件	令和3年度	90冊
令和2年度	15件	令和2年度	87冊
令和元年度	29件	令和元年度	117冊

3-1(1) 防災・防犯・交通安全の推進

<p>成果</p>	<p>(市) 交通安全のため、広報車による啓発や街頭キャンペーンを行ったほか、高齢者に対する運転免許証自主返納支援制度を設け、交通助成券等を支給することで、高齢運転者の交通事故を未然に防ぎました。</p> <p>(市) 特殊詐欺、車上狙い等の被害防止のため、防災行政無線により、情報提供及び注意喚起を行いました。</p> <p>(社) 悪徳商法等の被害防止のため、高齢者支援センターが情報提供を行いました。</p> <p>(社) 防災ボランティア養成講座やレベルアップ講座、総合防災訓練への参加や防災ボランティアコーディネーター交流会を開催し、コーディネーターの人材育成、スキルアップに努めました。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ボランティアコーディネーターの養成は実施しているが、養成されたコーディネーターの組織が高齢化・弱体化しており、既存の組織の活性化や新たな組織化等の取組が必要です。 ・ 防犯・交通安全のため、啓発活動や情報提供を行う必要があります。

3-1(2) 健康づくり・生きがいづくりの推進

<p>成果</p>	<p>(市) 健康診断を実施し、健診結果を活かした健康の保持増進支援に取り組みました。</p> <p>(市) 生涯スポーツの推進を図るため、誰でも参加できるニュースポーツの教室や大会、初心者教室等を開催しました。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年から新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、医療機関の受診控え、検診受診率が低下したため、がんの早期発見の減少や生活習慣病の悪化などが懸念されることから、受診率向上の取組が必要な状況となっています。 ・ 普段スポーツをする機会のない人、障がいのある人など誰でも参加できるようなイベントを開催し、参加者を増加させることが課題となっています。

3-1(3) 地域医療体制の充実

<p>成果</p>	<p>(市) 公的病院に勤務する意志のある医学部の学生への修学資金等の貸与や、公的病院が行う医療従事者等の確保対策を支援し、医療人材の確保に努めました。</p> <p>(市) 救急医療を含む地域医療体制を維持・継続させるために、運営支援を行いました。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会と歯科医師会が輪番で行う在宅当番医制への支援、救急医療を担う公的病院への支援等を引き続き実施する必要があります。

3-(4) 人にやさしい街づくりの推進

成果	<p>(市) 1人で外出することが困難な人への支援として福祉タクシー券・バス電車券や福祉有償運送料金助成券の交付を行いました。また、住宅の段差解消や手摺の取付け等高齢者等の生活に適した居住空間確保のため、リフォーム経費の補助を行いました。</p> <p>(社) 校区内にスーパーや小売店の無い地域で、校区コミュニティや民生委員が中心となって実施する買い物支援ツアーに福祉バスを運行し、買い物の課題解消と高齢者の交流の機会を創出しました。</p> <p>(社) 福祉のつどいの開催や小中学校の社会福祉活動協力校の取組を通し、福祉に関する理解を促進しました。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・車の免許を持たない高齢者等のために、公共交通ネットワークを確保・維持・改善していく必要があります。

3-(5) 権利擁護の充実

成果	<p>(市) 虐待ケース対応(高齢・障がい・子ども)について、対応マニュアルを作成する等、関係機関と連携し、組織的対応体制を構築しています。</p> <p>(社) 成年後見制度の活用や権利擁護について、福祉関係者を中心に周知・啓発を行っています。必要に応じてアウトリーチし、また高齢者支援センター、障害者相談支援事業所等と連携を図り支援をしました。</p> <p>(社) 金銭に関する漠然とした相談から、身元保証や消費者被害、虐待等の具体的かつ専門的な相談まで、相談者のニーズに合わせ臨機応変に相談対応するとともに、他の専門機関との連携も図り支援を行いました。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット契約や詐欺等の社会問題の発生、孤立する認知症高齢者や知的、精神障がい者の存在、障がい者の親亡き後の問題等、金銭管理や権利擁護を必要とする人やその関係者からの相談件数が増加傾向にあります。 ・ 住居や身元保証に問題を抱えている人の居住支援、障害者手帳を持っていない人の金銭管理、死後事務等、新たな課題が現出しています。

(2)重点施策に対する取組の成果と課題

1 災害時避難行動要支援者名簿の整備

災害が発生したときに、何らかの理由により情報が収集できないことを想定し、高齢者や障がい者など、一人では避難することが困難な人(避難行動要支援者)を対象に、申請による名簿登録を行っています。自治会、民生委員等が対象者を把握し、平常時の見守りや災害時の避難支援、安否確認などに活用し、地域で連携して支援していく制度です。毎年、登録の受付、新規登録者の把握、情報提供を行っています。

さらに、災害時における円滑な避難行動等の支援の推進のため、個別避難計画作成の仕組みづくり取り組む必要があります。

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿登録者数 1,656 人(令和 5 年 3 月 31 日現在) ・名簿は、コミュニティ協議会・自治会(自主防災会)・民生委員・社会福祉協議会に配布。 ・自主防災活動推進協議会において制度説明を行い、趣旨、活用方法など理解を得ています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の役員等の交代により、制度趣旨や、それに伴う役割が説明不足になる場合があります。 ・名簿登録者自身にも、平常時から近所の人や地域の皆さんと顔の見える関係づくりを心掛けてもらい、自らの安全を確保するための防災対策を日頃から行っていただく必要があります。 ・避難行動要支援者の個別避難計画作成の仕組みづくりに取り組む必要があります。

2 生活ささえあいネットの運営・拡充

日常生活において、ゴミ捨て、買い物代行など、ちょっとした困りごとがあった場合に、地域のサポーター（ボランティア）がお手伝いする制度です。ささえあいのお礼として、地域通貨「菜(さい)」を使用しています。事務局は、助け合いに関するコーディネート業務や、サポーターの確保等を行っています。(事務局 社会福祉協議会)

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・1 名以上の登録がある自治会は 68 自治会、20 コミュニティ協議会。(令和 4 年度末時点)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに過度な負担のかかる作業や、自家用車による送迎等ニーズはあっても制度上実施できない支援があります。 ・校区によってボランティアに対する意識やサポーター登録数に偏りがあり、対応が困難なことがあります。

4 市民意識調査から見た状況

(1)市民意識調査の概要

改訂版第1次田原市総合計画で定めた、将来都市像「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の実現を目指し、市民意識を市政へ反映するための基礎資料として3年ごとに実施しており、地域福祉に関する内容を抜粋しています。

○調査対象

市民意識調査:田原市に居住する満18歳以上の3,500人

○調査期間

令和4年7月1日から令和4年7月22日

○調査方法

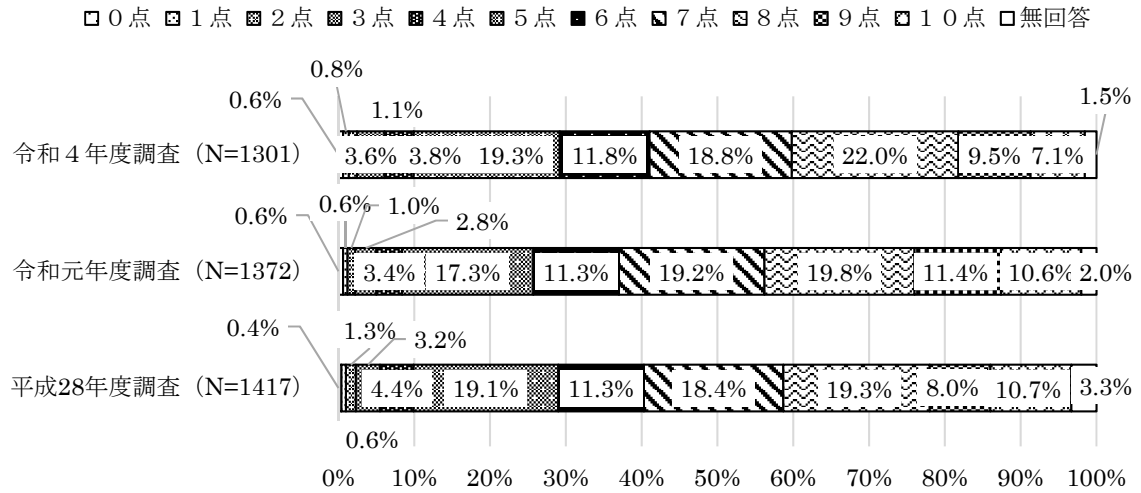
郵送による配布。回答方法は紙またはWeb。

○回収状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	3,500通	1,301通	37.2%

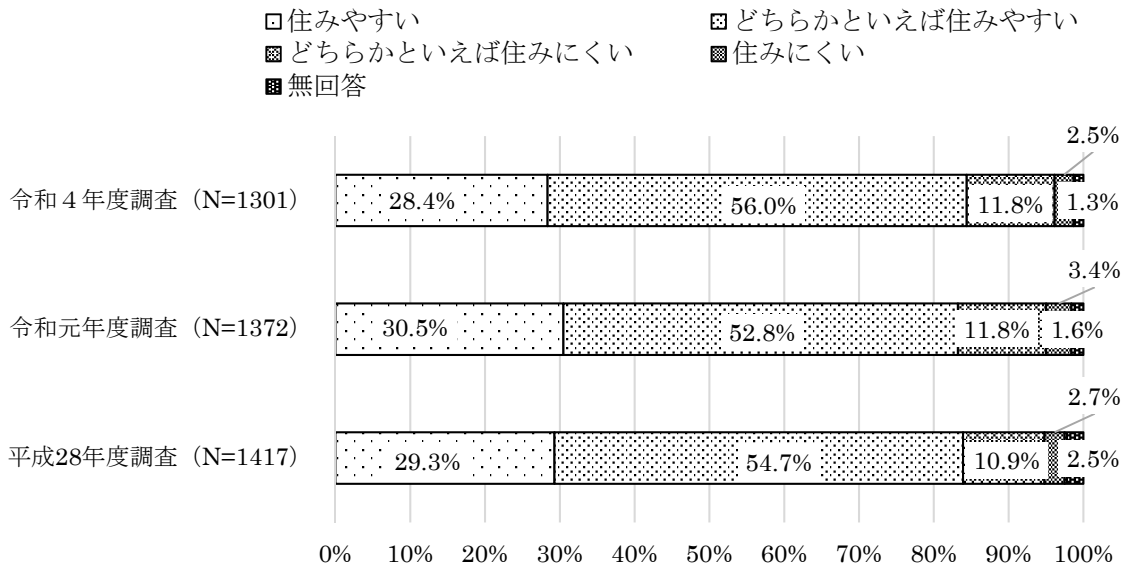
(2) 幸福感について

「現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」という問いに対し、平均点は6.71点であり、令和元年度調査(6.95点)と比べ0.24ポイント低くなっています。



(3) 住みよさについて

「田原市は住みよいまちだと思いますか。」という問いに対し、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」をあわせた“住みやすい”の割合が84.4%となっており、令和元年度調査に比べ1.1ポイント増加しています。



「田原市に欠けていると感じることは何ですか。」という問いに対し、「交通の利便性」(59.8%)が最も高く、次いで「買い物などの生活の利便性」(38.7%)、

「余暇を楽しむ機会や場所」(33.8%)となっており、平成28年度、令和元年度調査と傾向に大きな差異はありません。

単位：%

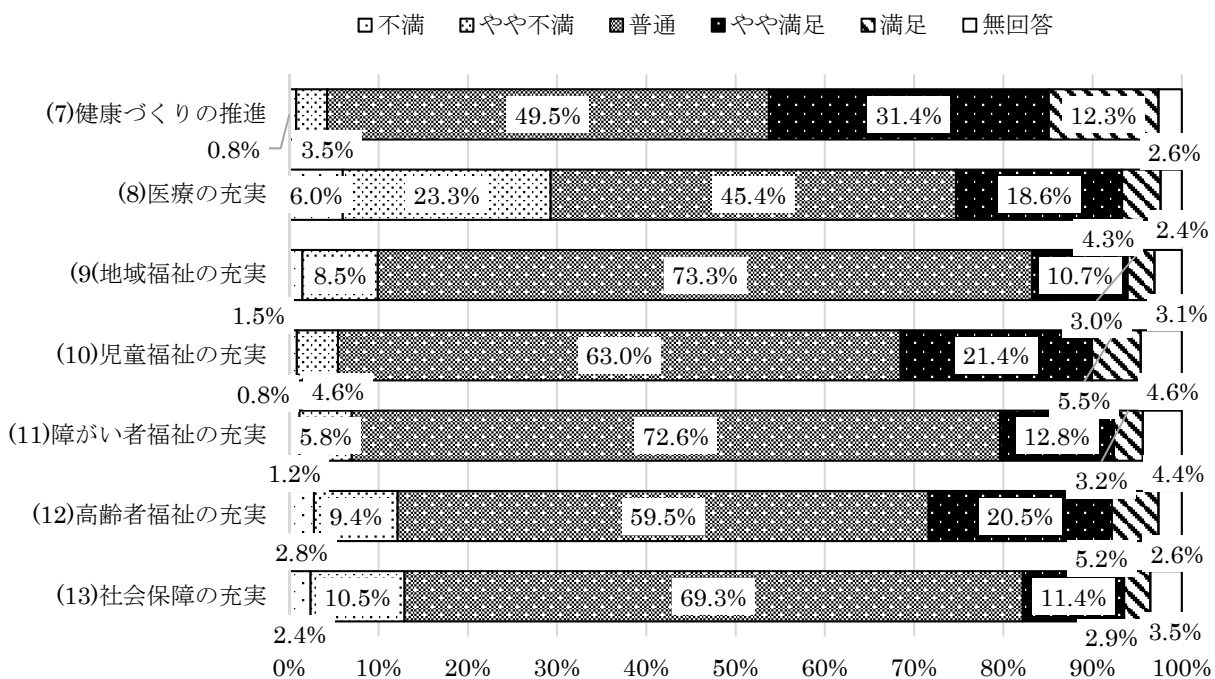
項目	平成28年度調査 (N=1417)	令和元年度調査 (N=1372)	令和4年度調査 (N=1301)
海・山などの自然環境	2.1	2.1	2.5
街並みなどの都市景観	10.2	10.5	13.0
農業の発達	2.6	2.4	4.3
工業の発達	6.3	5.8	8.0
買い物などの生活の利便性	43.5	39.1	38.7
雇用機会の充実	17.4	19.4	17.5
各種公共施設の整備状況	14.7	10.7	15.5
交通の利便性	57.2	63.5	59.8
住宅確保のしやすさ	3.7	3.4	3.5
住環境の快適さ	3.9	5.7	5.6
余暇を楽しむ機会や場所	31.0	31.0	33.8
歴史や文化	2.1	2.6	2.4
学校などの教育環境	10.4	5.5	7.5
医療・福祉の充実	33.3	32.9	28.7
環境共生への取り組み	7.4	5.8	9.8
消防・防災の充実	3.6	3.3	3.5
子育てのしやすさ	3.5	4.2	3.5
人の温かさ	3.0	3.7	3.7
隣近所の助け合い	4.3	4.7	5.0
その他	3.8	3.2	3.8
無回答	6.1	7.1	2.9

(4)健康福祉分野での市の取組について

「あなたは、現状の田原市の取組に対しどの程度満足していますか。」という問いに対し、満足度について、令和元年度調査と比べると、「満足」、「やや満足」は、全ての項目で増加しており、『(7)健康づくりの推進』は11.1ポイント増加しています。

「不満」、「やや不満」は、全ての項目で減少しており『(8)医療の充実』は7.9ポイント減少しています。

■満足度



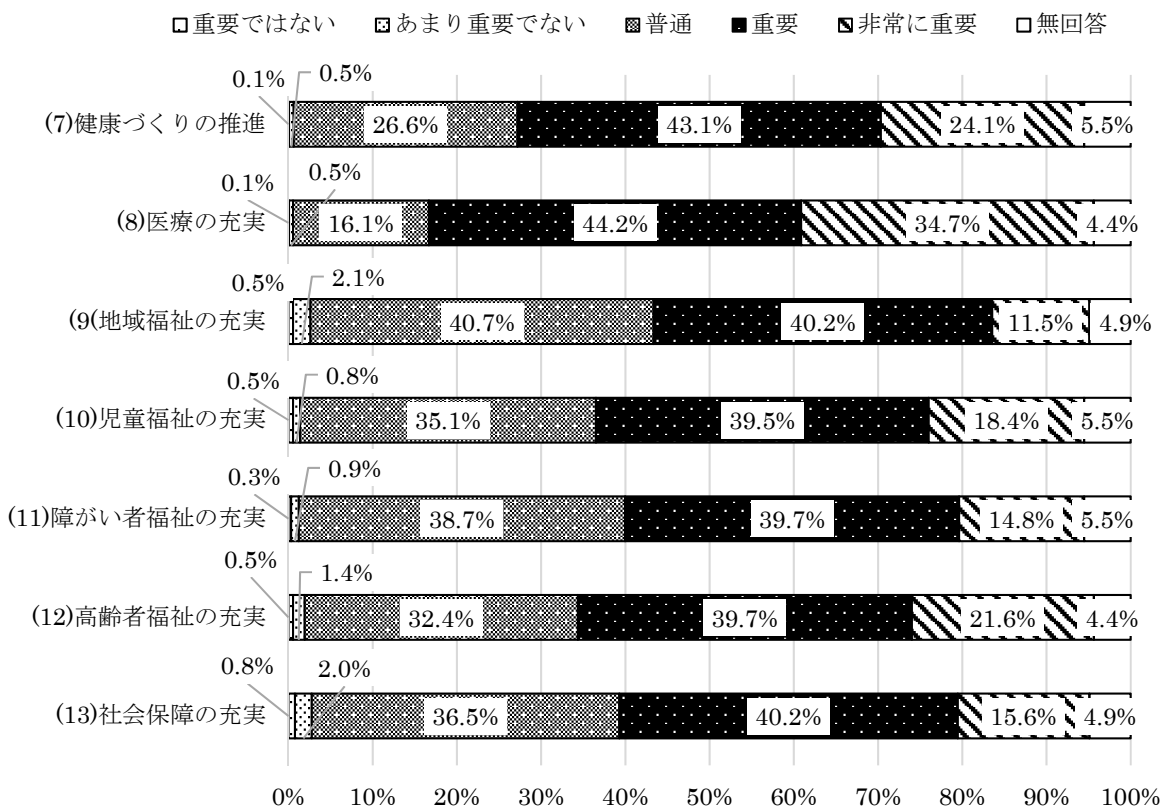
【経年比較—満足度】

状況	調査年度	N	評価					無回答
			不満	やや不満	普通	やや満足	満足	
(7)健康づくりの推進	R4	1301	0.8	3.5	49.5	31.4	12.3	2.6
	R1	1372	0.6	5.1	57.0	24.5	8.1	4.7
	H28	1417	0.7	3.6	54.3	23.4	10.9	7.1
(8)医療の充実	R4	1301	6.0	23.3	45.4	18.6	4.3	2.4
	R1	1372	8.0	29.2	41.1	14.4	3.7	3.6
	H28	1417	9.0	26.8	40.0	14.6	4.0	5.6
(9)地域福祉の充実	R4	1301	1.5	8.5	73.3	10.7	3.0	3.1
	R1	1372	1.9	10.8	71.0	9.5	2.1	4.7
	H28	1417	2.0	8.0	68.9	10.1	3.7	7.2
(10)児童福祉の充実	R4	1301	0.8	4.6	63.0	21.4	5.5	4.6
	R1	1372	1.8	8.5	64.9	14.7	4.8	5.2
	H28	1417	1.8	9.1	61.4	14.5	4.7	8.5
(11)障がい者福祉の充実	R4	1301	1.2	5.8	72.6	12.8	3.2	4.4
	R1	1372	1.2	6.0	74.2	9.0	3.3	6.3
	H28	1417	1.4	5.6	70.4	9.5	3.7	9.4
(12)高齢者福祉の充実	R4	1301	2.8	9.4	59.5	20.5	5.2	2.6
	R1	1372	3.1	14.4	56.4	17.3	4.7	4.0
	H28	1417	2.7	10.4	58.5	17.1	5.6	5.6
(13)社会保障の充実	R4	1301	2.4	10.5	69.3	11.4	2.9	3.5
	R1	1372	2.7	11.7	69.2	7.7	2.4	6.3
	H28	1417	3.6	9.7	68.0	8.6	2.3	7.8

■重要度

重要度について、令和元年度調査と比べると、「重要」、「非常に重要」は、『(8)医療の充実』『(10)児童福祉の充実』『(12)高齢者福祉の充実』を除く項目で増加しています。

「重要ではない」は、いずれも1ポイント未満の増減となっています。

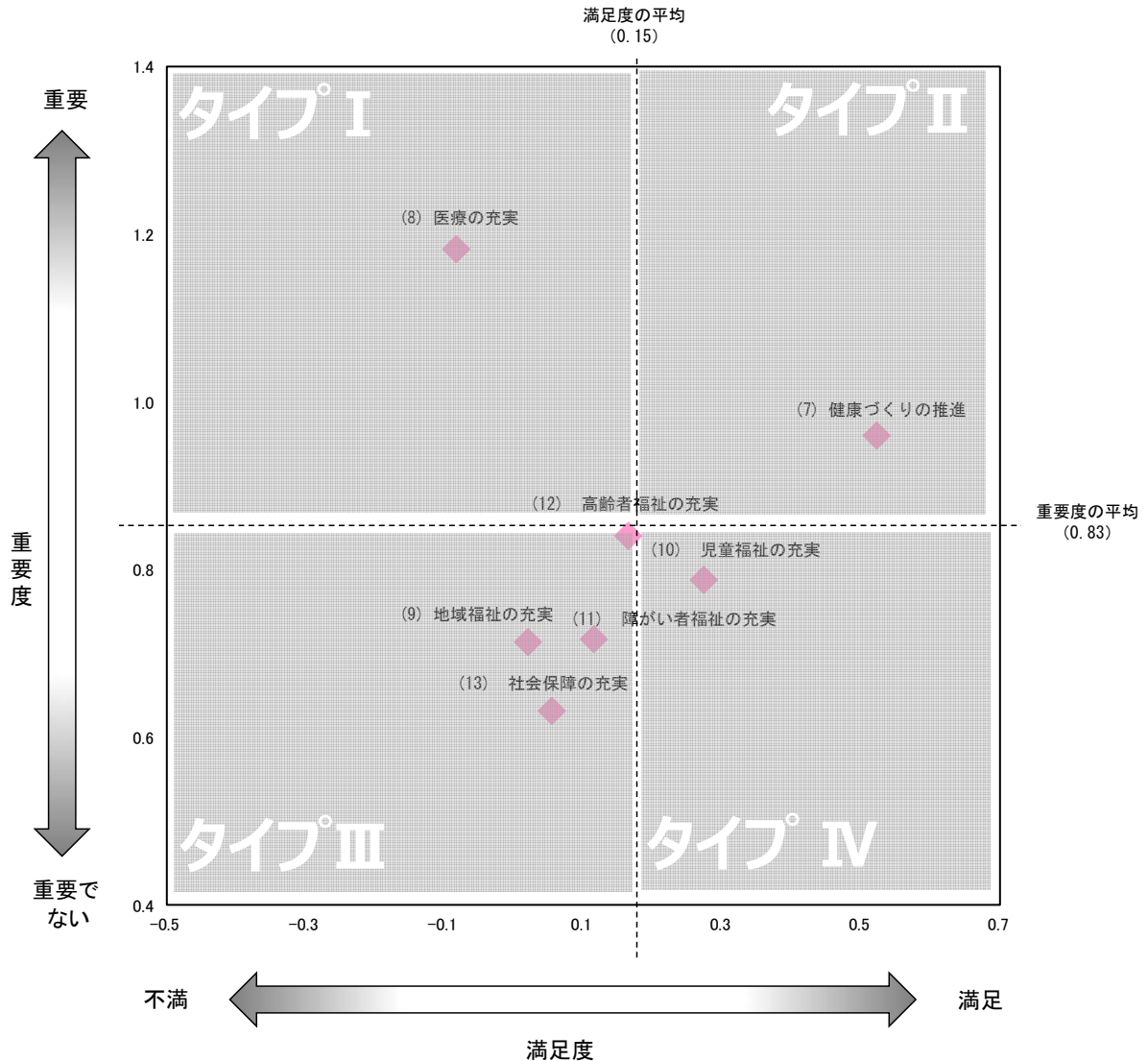


【経年比較—重要度】

状況	調査年度	N	評価					
			重要ではない	あまり重要ではない	普通	重要	非常に重要	無回答
(7)健康づくりの推進	R4	1301	0.1	0.5	26.6	43.1	24.1	5.5
	R1	1372	0.4	0.8	29.6	38.8	22.7	7.7
	H28	1417	0.3	0.6	28.1	38.9	21.9	10.2
(8)医療の充実	R4	1301	0.1	0.5	16.1	44.2	34.7	4.4
	R1	1372	0.1	0.1	11.7	42.4	39.1	6.5
	H28	1417	0.1	0.3	15.0	37.8	38.0	8.8
(9)地域福祉の充実	R4	1301	0.5	2.1	40.7	40.2	11.5	4.9
	R1	1372	0.5	1.3	39.2	37.5	14.1	7.4
	H28	1417	0.8	1.9	39.9	34.7	12.5	10.2
(10)児童福祉の充実	R4	1301	0.5	0.8	35.1	39.5	18.4	5.5
	R1	1372	0.4	1.0	32.9	39.1	19.0	7.6
	H28	1417	0.4	1.2	33.2	35.6	19.0	10.6
(11)障がい者福祉の充実	R4	1301	0.3	0.9	38.7	39.7	14.8	5.5
	R1	1372	0.4	0.8	42.1	35.8	12.9	8.0
	H28	1417	0.4	0.8	41.4	32.5	13.8	11.1
(12)高齢者福祉の充実	R4	1301	0.5	1.4	32.4	39.7	21.6	4.4
	R1	1372	0.8	1.0	28.9	42.1	20.6	6.6
	H28	1417	0.8	2.0	29.1	35.7	23.1	9.3
(13)社会保障の充実	R4	1301	0.8	0.2	36.5	40.2	15.6	4.9
	R1	1372	0.5	1.4	41.7	33.8	14.6	8.0
	H28	1417	0.8	2.2	39.0	33.2	14.5	10.4

ポートフォリオ分析による健康福祉分野の評価については、『(8) 医療の充実』が、重要度が最も高いものの満足度が最も低く、改善が求められます。

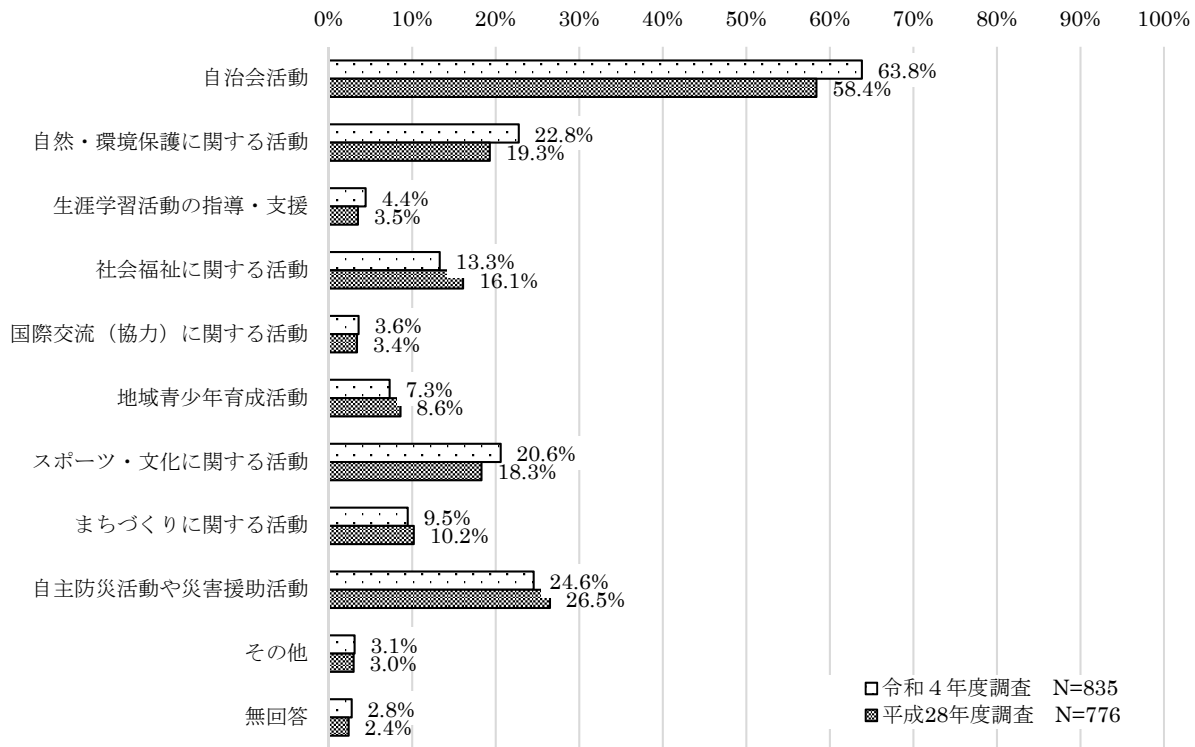
(※) 満足度と重要度を点数化し、その点数の合計値を各設問の回答総数で割り、満足度・重要度を得点化したもの。



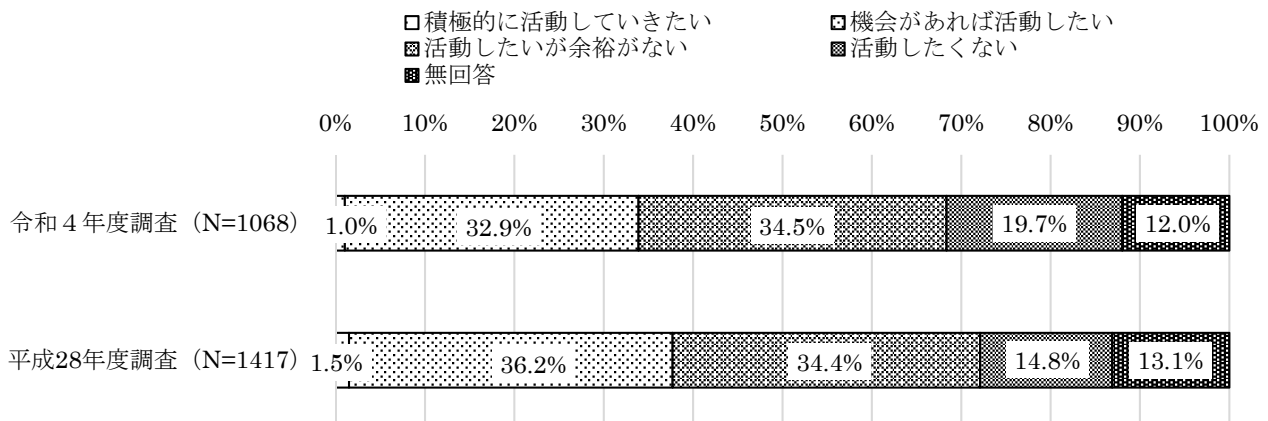
施策	満足度				重要度			
	H25	H28	R1	R4	H25	H28	R1	R4
(7) 健康づくりの推進	0.32	0.43	0.36	0.52	1.01	0.91	0.90	0.96
(8) 医療の充実	-0.11	-0.24	-0.24	-0.08	1.29	1.24	1.29	1.18
(9) 地域福祉の充実	0.05	0.06	-0.01	0.05	0.70	0.62	0.68	0.63
(10) 児童福祉の充実	0.09	0.12	0.13	0.27	0.80	0.80	0.81	0.79
(11) 障がい者福祉の充実	0.04	0.09	0.08	0.12	0.71	0.66	0.65	0.72
(12) 高齢者福祉の充実	0.16	0.13	0.07	0.16	0.81	0.86	0.86	0.84
(13) 社会保障の充実	-0.03	-0.04	-0.05	0.02	0.63	0.65	0.66	0.71

(5)市民活動への参画について

市民活動への参画について、「現在活動している」、「過去に活動の経験がある」と答えた人のうち、「どのような活動を行っています(いました)か。」という問いに対し、(あてはまるもの全てに○)「自治会活動」の割合が 63.8%と最も高く、次いで「自主防災活動や災害援助活動」の割合が 24.6%となっています。



市民活動について、「現在は活動していないが過去に活動の経験がある」「全く経験がない」と答えた人に対する「今後、活動を行いたいと思いませんか。」という問いに対し、「積極的に活動していきたい」「機会があれば活動したい」「活動したいが余裕がない」を合わせた“活動したい”の割合は 68.4%となっています。



5 地域住民等との話し合いからみた状況

(1)地域での聞き取り調査

生活支援体制整備事業(※)の基礎調査において聞き取り調査を行い、各コミュニティ協議会長等から幅広くご意見をいただきました。

(令和2年度から令和4年度)

主な意見

○交通手段の確保について

公共交通・自家用車の利用が難しく、サロンへ来るのも難しい場合もある。

○地域の担い手の不足について

地域、老人クラブなどの役員のなり手がなく、人選に苦慮している。また、サロンの担い手がなく、存続が危ぶまれている。

○ごみ出しについて

高齢者の世帯が増加し、ごみ出しができずに困っている。

(※)高齢福祉課・社会福祉協議会実施事業

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、住民主体の助け合いや交流の場づくりをはじめとした様々な活動や取組の充実に向けて、地域づくりを行います。地域づくりは、地域福祉担当者(生活支援コーディネーター)が、地域に出向いて活動します。

(2)関係団体への報告

関係機関への報告として、地域包括ケアシステムの構築の推進を目的として設置している「田原市地域包括ケア推進協議会」において報告を行いました。

(令和5年7月・10月・令和6年3月)

6 地域福祉の主要課題

本市の地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、地域福祉の主要課題を整理しました。

(1) 高齢単身世帯・高齢者のみ世帯、認知症高齢者への対応

高齢単身世帯・高齢者のみ世帯は年々増加しており、認知症高齢者の増加も予測されます。認知症に対して不安を抱える高齢者が多くなっている中で、認知症予防の取組や、早期発見・早期対応の体制を強化するとともに、認知症サポーターやチームオレンジ等、認知症の人や家族の困りごとを支援する取組が必要です。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者の人権を守るため、消費者被害防止や権利擁護について周知啓発に努めるとともに、虐待の防止や適切な財産・金銭管理に向けた相談体制の整備が必要です。また、成年後見制度の利用促進に関する施策について、総合的かつ計画的に推進することが必要です。

(2) 高齢者や子育て世代の孤立化、ひきこもりなどへの対応

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。本市では、生活困窮者自立支援事業により社会とのつながりの再構築を図るとともに、高齢者については、孤立化を未然に防ぐために民生委員や高齢者支援センターによる見守り活動や相談対応を行っています。今後は、地域における高齢者の見守り支援体制をさらに充実させる必要があります。

また、核家族化などの理由により、身近に頼れる者がいない状況で子育てを行う「育児の孤立化」も深刻です。本市では、「妊娠・出産・子育て総合相談窓口」を設け、対面だけでなく電話やオンラインなど様々な相談体制により、相談しやすい環境を整備しています。産前、産後の最も不安が高まる時期に、寄り添い型の伴走型相談支援を実施することなどにより、孤立化予防に取り組んでいます。さらに、子育て安心見守り隊の運営や子育てボランティアの支援、地域企業との子育て支援に関する連携など、社会で子どもを守り育てることが当たり前ができる地域づくりに取り組んでおり、これらをさらに推し進めることが必要です。

(3) 地域福祉の担い手確保、人材不足への対応

求められる福祉サービスは多様化しており、これらに対応するためには、地域に密着した体制を整え、市民、団体、事業者等が地域全体で支え合う体制を築くとともに、それを担う人材育成が必要となっています。

しかし、民生委員・児童委員や保護司、人権擁護委員等地域と行政の橋渡しを担う各委員の人材確保が厳しい状況となっています。また、地域の助け合い・支え合いを担うボランティアも不足しており、一層の人材確保の施策と福祉教育の充実が必要となります。

(4) 一人ひとりがいきいきと暮らせるような健康づくりへの支援

高齢者の状況をみると、外出の手段が確保できないことにより閉じこもりや、運動機能低下が懸念されます。徒歩圏内の身近な場所での通いの場づくり等、高齢者の外出を支援する仕組みを整備することが必要です。また、シルバー人材センターを活用した就業機会の提供や、サロン・老人クラブ・自治会等への参画に向けた情報提供をより充実させることが重要です。

近年では、健康に関心のある人とない人の格差の拡大、子育てが楽しいと思う保護者が減少していることもあり、一人ひとりがいきいきと暮らせるための施策が必要です。

(5) 障がい者の地域生活を支える支援

障がい者の地域生活への移行が進められており、地域生活支援拠点の整備や、一般就労移行に向けた取組を進めています。現在、障がいのある人が地域で安心して暮らせるような体制整備が求められています。今後も、障害者総合相談センターや障害者自立支援協議会と連携し、さらに支援を進める必要があります。

「障がいのある人もない人も、地域の中で生きる社会こそ当たり前前の社会である」というノーマライゼーションの実現に向けて、差別や偏見を取り除き、住民の一層の理解を促す人権啓発活動を行うとともに、生活を支援するための社会資源の充実を図ることも必要です。

(6) 防災・減災に向けた取組

本市では、南海トラフ地震の発生が予測される中、台風・豪雨等の風水害被害が発生しています。これらの災害に備えるため、災害時避難行動要支援者名簿の周知や登録推奨を行い、要支援者の把握や、個別避難計画の作成など、災害時の支援体制を整備する必要があります。

(7) 地域医療の充実に向けた取組

市民意識調査では、「医療の充実」について重要度が最も高いと同時に満足度が最も低い結果となっています。誰もが安心して医療にかかることができる環境を整備するため、関係機関と連携して、持続可能な地域医療医療体制を構築することが必要です。

(8) 包括的な相談支援体制の充実

8050 問題やヤングケアラーなどの複合的な問題を抱える世帯や、ひきこもり、生活困窮、セルフネグレクトなど、既存の福祉制度の狭間となる課題が顕在化し、社会問題となっています。複雑で多様なケースに対応するためのきめ細やかな支援体制の充実や、相談窓口の周知に取り組むことが必要です。

第 3 章

計画の基本的なあり方

1 基本理念

みんなで作る 笑顔とやさしさの 満ちあふれるまち

本計画は、地域福祉の充実に向け、「みんなで作る笑顔とやさしさの満ちあふれるまち」を目標として掲げ、様々な施策を展開してきました。

市民全てが笑顔あふれるまちとするためには、一人ひとりが社会に受け入れられ、自分らしく生きがいを持って暮らすことのできる地域の実現と、それを地域全体で支えるやさしさに満ちあふれた仕組みづくりが必要です。

本計画においても、住み慣れた地域で個性が尊重され、誰もが自立していきいきと暮らせるよう、ともに助け合える地域づくりを進めるという基本的な考え方を踏襲しさらなる地域福祉の充実を目指すため、これまでの基本理念を引き継ぐこととします。

2 基本目標

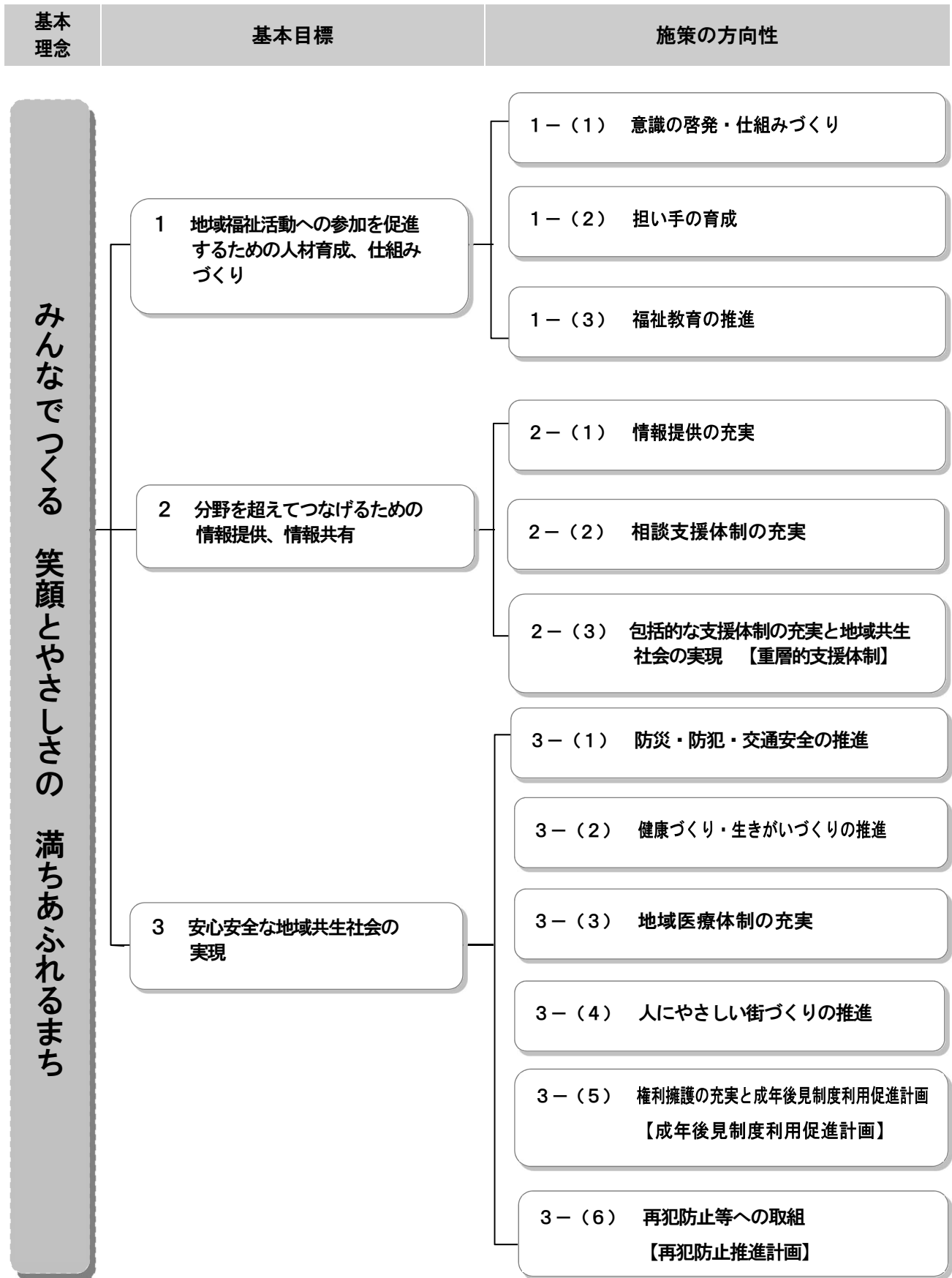
目指すべき基本理念の実現のために、次の基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1 地域福祉活動への参加を促進するための人材育成、仕組みづくり

2 分野を超えてつなげるための情報提供、情報共有

3 安心安全な地域共生社会の実現

3 体系



第4章

施策の展開

基本目標 1 地域福祉活動への参加を促進するための 人材育成、仕組みづくり

助け合い・支え合いの意識の啓発、仕組みづくりを行い、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備するとともに、地域活動の輪を広げていくため、福祉教育を推進します。

また、地域福祉活動の担い手を育成するため、推進役となる人材の掘り起こしや市民活動・ボランティア活動の活性化を図ります。

さらに、コミュニティ協議会・自治会をはじめとする地域組織の活動を支援します。

目標指標

指標	実績 (R5) ※	目標
生活ささえあいネット事業 サポーターの登録	68/106	全自治会で登録

※令和4年度末時点

(施策の方向性)

1-(1) 意識の啓発・仕組みづくり

今後、生きづらさや、高齢者世帯など家庭内だけでは解決できない生活の不便さを感じる人が増加すると推測されるため、自助意識を高め、互助の精神を育む取組が必要です。

支援が必要な人を支える仕組みづくりとして、福祉活動を行うボランティア団体やボランティアの増加につながる活動を推進するとともに、各分野で実施している見守り隊や生活ささえあいネットのサポーターについて、さらなる人材の確保に努めます。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2029)	<input type="checkbox"/> :事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> :連携・協働
認知症サポーター養成講座の実施 地域、企業、事業所、学校等で講座を開催し、認知症に関する理解を深める。	継続	<input type="checkbox"/> 高齢福祉課 <input type="checkbox"/> 高齢者支援センター
サロン等の開設・運営支援 地域での高齢者等の居場所を各コミュニティ協議会に原則1か所以上運営するとともに、地域のボランティアが自主的に運営するサロンの活動支援を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業) <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ団体
生活支援体制整備事業の実施 関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズトサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 高齢福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業) <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ団体
ボランティアセンター ボランティアの養成や活動支援を行うため、講座の開催やコーディネート業務等を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 社協(補助事業) <input type="checkbox"/> 市民活動団体
生活ささえあいネット(P46参照) 日常生活でのちょっとした困りごとを、地域のサポーター(ボランティア)がお手伝いする制度。お礼に地域通貨「菜(さい)」を使用。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業) <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ団体
介護マーク・ヘルプマーク・マタニティマーク等の普及・啓発 支援を必要とする人の理解促進と支援を進めるため市役所等で配布。	継続	<input type="checkbox"/> 高齢福祉課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 健康課

○地域全体での取組

- ・コミュニティ協議会や自治会で開催されるイベントへの参加を通して、住民同士で顔の見える関係づくりをしましょう。
- ・困ったことがあれば、自分だけで抱えず、まわりの人に相談してみましょう。
- ・見守り隊や生活ささえあいネットなど、自分のできる範囲で地域の支え合い・助け合いの場に参加してみましょう。

(施策の方向性)

1-(2) 担い手の育成

地域共生社会の実現には、地域での助け合いの意識の啓発や市民間のつながりを促す取組が必要となるため、地域コミュニティや市民協働によるまちづくりを推進していきます。また、不足する介護人材の養成機関として田原福祉グローバル専門学校の運営を支援し、地域福祉の担い手確保に努めます。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2029)	<input type="checkbox"/> :事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> :連携・協働
コミュニティ活動支援 地域コミュニティ団体の運営体制の強化と活動振興のため、まちづくりアドバイザーの派遣、地域活動に必要な運営費の助成を実施。	継続	<input type="checkbox"/> 総務課
民生委員・児童委員の支援 民生児童委員協議会の事務局として、活動に必要な情報提供を行うほか、毎月の定例会や各部会活動の運営支援を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課
生活支援体制整備事業の実施 関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 高齢福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業) <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ団体
ボランティアセンター ボランティアの養成や活動支援を行うため、講座の開催やコーディネート業務等を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 社協(補助事業) <input type="checkbox"/> 市民活動団体
介護福祉士の養成 市内の介護福祉士養成施設を運営する社会福祉法人に対する運営支援を行うとともに、学生の確保を図るための支援を行う。	新規	<input type="checkbox"/> 高齢福祉課 <input type="checkbox"/> (福)福寿園(学校運営)
介護人材等の確保 市内の介護福祉士養成施設を卒業後、市内事業所において介護などの担い手として従事した者を支援し、人材確保に努める。	新規	<input type="checkbox"/> 高齢福祉課 <input type="checkbox"/> (福)福寿園(学校運営)

○地域全体での取組

- ・自治会を中心に、魅力ある活動を実施しましょう。
- ・地域の行事やイベントなどの活動に積極的に参加しましょう。

(施策の方向性)

1-(3) 福祉教育の推進

他世代や多様性についての理解を深めるためにも、広く市民に対する福祉教育を推進します。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2029)	<input type="checkbox"/> :事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> :連携・協働
市政ほ-もん講座等による理解促進講座の開催 ・介護保険と高齢者福祉サービスについての講座を開催(高齢福祉課)。 ・介護予防・認知症予防についての講座を開催(高齢福祉課)。 ・保育士や児童クラブ指導員等を対象に障がい児の理解や支援に対する研修会を開催(子育て支援課)。 ・発達障がい児の支援の充実を図るためペアレントプログラムを実施(子育て支援課)。	継続	<input type="checkbox"/> 各課
社会福祉体験活動(P46 参照) 小中高等学校を福祉協力校に指定し、車椅子、手話、点字等の体験学習や認知症サポーター養成講座を行うとともに、地域の福祉施設との交流活動により共生社会の理解を促進。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業) <input type="checkbox"/> 学校
人権擁護委員による活動 委員が、学校等へ出向き、人権についての啓発活動を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 豊橋人権擁護委員協議会 田原地区委員会 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課

○地域全体での取組

- ・子どもから高齢者までの多世代の人々が交流し、活動する機会を増やしましょう。
- ・障がいのある人ない人など、多様な人が一緒に活動する機会を増やしましょう。

基本目標 1 主な取組からのピックアップ

1-(1) 意識の啓発・仕組みづくり

生活ささえあいネット事業

日常生活でのゴミ出し、買い物代行など、ちょっとした困りごとがある場合に、地域のサポーター（ボランティア）がお手伝いをする制度です。ささえあい（お手伝い）のお礼には、地域通貨「菜（さい）」を使用します。事務局は、助け合いに関するコーディネート業務や、サポーターの確保等を行っています。（事務局 社会福祉協議会）

【各年度末時点登録者数】

	支援依頼者	サポーター	協力店舗
令和4年度	147名	151名	40事業所 45店舗
令和3年度	145名	159名	40事業所 46店舗
令和2年度	142名	158名	41事業所 46店舗
令和元年度	197名	176名	41事業所 46店舗

1-(2) 担い手の育成

田原福祉グローバル専門学校（旧田原福祉専門学校）

田原福祉専門学校は、平成8年に介護福祉の専門教育を行う学校として市が創設しました。令和3年度からは、田原福祉グローバル専門学校として学校運営を社会福祉法人に移行し、民間のメリットを最大限に生かした「生きた福祉」を学びながら地域に貢献できる介護福祉士の養成と介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修を実施しています。今後も、引き続き地域福祉の担い手確保のため、学校運営を支援していきます。

1-(3) 福祉教育の推進

社会福祉体験活動

社会福祉協議会では、毎年、高齢者や障がいのある人についての理解促進のため、市内の全小中高等学校を社会福祉協力校に指定し、認知症に関する理解や車椅子、手話、点字等を体験する福祉実践教室を実施しています。

基本目標 2 分野を超えてつなげるための 情報提供、情報共有

福祉サービスの情報提供や相談支援体制の充実を図り、誰もがサービスを利用しやすい環境の整備に努めます。

また、時代に応じたサービスについてのニーズ把握や、相談支援体制を確立するため、地域組織の連携強化やネットワークづくりに取り組みます。

目標指標

指標	実績 (R5) ※	目標
生活困窮者自立相談支援事業対象者のうち就労や福祉サービスに結びついた割合	50.1%	60%

※令和5年5月実績

(施策の方向性)

2-(1) 情報提供の充実

高齢者、障がい者、外国人住民等多様な人々へ情報を伝達するためには、受け手にとって分かりやすく、的確な情報を提供することが必要です。そのため情報提供や専門窓口等の充実により、福祉サービスに関する情報が必要な人に行き渡るよう環境の整備に努めます。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2029)	<input type="checkbox"/> :事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> :連携・協働
音訳・点字の推進 図書館及び希望者に配布(一部は掲示のみ)。 (音訳)広報たはら、議会だより (点字)選挙関連広報、社協だより	継続	<input type="checkbox"/> 広報秘書課 <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 議会事務局 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 市民活動団体
多言語化・やさしい日本語の充実 外国人向け生活ガイド動画や、ごみの分け方出し方チラシ、防災マップ等を、多言語化。たはらグローバルシティ推進プランでは、誰にでも分かりやすい情報提供として、やさしい日本語を推奨。	継続	<input type="checkbox"/> 広報秘書課、各課
通訳の派遣 通訳・翻訳サポート制度の構築を図るとともに周知。	継続	<input type="checkbox"/> 広報秘書課 <input type="checkbox"/> 市民活動団体
相談窓口の設置(P14, 15 参照) ・高齢者支援センター ・障害者相談支援・計画相談・地域相談・障害児相談 ・妊娠・出産・子育て総合相談窓口 ・子育て相談 ・健康相談 ・生活保護・生活困窮者自立支援事業相談窓口 ・成年後見センター ・心配ごと相談窓口	継続	<input type="checkbox"/> 福祉部・こども健康部 各課 <input type="checkbox"/> 社協
手話通訳の配置、手話通訳・要約筆記の派遣 市役所に手話通訳者を配置。また、手話通訳者・要約筆記者の派遣をコーディネートし、意思疎通が困難な人の日常生活、社会生活を支援。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課
手話通訳・要約筆記の講座 手話等のボランティア団体の協力により市民が手話等に触れるきっかけとなる講座を開催し、障がいと情報保障の理解を深める。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 市民活動団体

○地域全体での取組

- ・市民館や地域の集会所などに、広報紙やチラシ等を置き、情報を提供していきましょう。
- ・手話等のボランティア入門講座を受講し、情報伝達的手段について理解を深めましょう。

(施策の方向性)

2- (2) 相談支援体制の充実

生活が困窮しているにも関わらず、必要なサービスにたどりついていない人や、周囲に相談する相手がいないという人も潜在しています。そのため、地域と専門職が連携を強化し、地域活動や情報提供等を行うとともに、専門窓口以外でも住民の困りごとやニーズを把握し、問題が解決できる体制の充実を図ります。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2029)	<input type="checkbox"/> :事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> :連携・協働
相談窓口の設置 (P14, 15 参照) ・高齢者支援センター ・障害者相談支援・計画相談・地域相談・障害児相談 ・妊娠・出産・子育て総合相談窓口 ・子育て相談 ・健康相談 ・生活保護・生活困窮者自立支援事業相談窓口 ・成年後見センター ・心配ごと相談窓口	継続	<input type="checkbox"/> 福祉部・こども健康部各課 <input type="checkbox"/> 社協
包括的な支援体制の充実 (P49 参照) ・包括的な支援体制整備の充実 ・地域福祉計画における取組の推進 ・行政と社協との連携強化 ・法改正についての周知 ・子育て世代を対象とした体制整備	継続	<input type="checkbox"/> 福祉部・こども健康部各課 <input type="checkbox"/> 社協
民生委員・児童委員の支援 民生児童委員協議会の事務局として、各委員から受ける個別事案の相談や情報提供に応じ、専門機関への橋渡し等を担う。	継続	<input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課

○地域全体での取組

- ・自分で解決できないことがあれば、抱え込まず、まわりの人に相談してみましよう。
- ・困っている人には、声をかけましよう。

(施策の方向性)

2-(3)包括的な支援体制の充実と地域共生社会の実現

これまで、高齢者・障がい者福祉については、分野ごとに包括的な相談支援体制が整備されてきました。また、平成 27 年度からは、生きづらさを抱える人の支援を目的に生活困窮者自立支援制度が開始され、さらに平成 31 年には、子育て世代包括支援センターとして親子交流館すくっとがオープンしました。

しかし、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい複合化した課題や既存制度の狭間となる課題が顕在化しており、これらにも対応していくことが求められています。

そのため、これまで推進してきた地域で暮らす人たち同士の支え合いを継続するとともに、複雑で多様なケースへの対応に向け、分野ごとの枠組みを超えた包括的な支援体制の充実を図ります。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第 4 期計画 (2024→2029)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
包括的な支援体制整備の充実 各分野において、包括的な支援体制の強化を図る。 ・田原市地域包括ケア推進協議会 ・田原市障害者自立支援協議会 ・田原市重層的支援体制整備事業実施計画を策定	継続	<input type="checkbox"/> 福祉部・こども健康部各課 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 介護事業所
地域福祉計画における取組の推進 各分野の担当課で、個別の分野の現状を情報共有しながら、計画の管理と評価を行うほか、中間見直し(2026 年度)を行い、各分野での支援体制の強化を図る。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> こども健康部各課 <input type="checkbox"/> 高齢福祉課 <input type="checkbox"/> 社協
行政と社協との連携強化 情報共有、行政と社協の連携会議等を開催する。 各分野で、地域包括ケア等の地域づくり、重層的支援体制整備事業・地域福祉計画の取組について周知を図る。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> こども健康部各課 <input type="checkbox"/> 高齢福祉課
子育て世代を対象とした体制整備 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口としての子育て世代包括支援センターと、子ども家庭支援、特に要支援児童・要保護児童等を支援する子ども家庭総合支援拠点の機能を合わせたこども家庭センターを整備し、運営する。	新規	<input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 親子交流館 <input type="checkbox"/> 健康課 <input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー

重層的支援体制

○重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業とは、市町村において既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、困窮、高齢、障がい、子育てといった分野別の支援体制では対応しきれない地域の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、一体的に実施するものです。

○関係法令と策定根拠

本市では、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項等を定める実施計画を策定します。その策定にあたっては、本市地域福祉計画との整合を図ります。

○事業実施体制

以下の(ア)から(ウ)までを3つの柱として事業を実施するとともに、(エ)、(オ)を併せて取り組むことで、効果的かつ円滑な支援が期待されます。

ア	属性を問わない相談支援	本人やその世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止める支援
イ	参加支援	本人やその世帯の状態に合わせて、地域における既存の社会資源などを活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりづくりに向けた支援
ウ	地域づくりに向けた支援	高齢、障がい、子育て、困窮の各法等に基づき、既存の取組を活かしつつ、住民同士が気にかける関係性を育み、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
エ	アウトリーチ等を通じた継続的支援	本人との信頼関係構築に向けた支援に力点を置き、支援が届いていない人へ支援を届ける
オ	多機関協働による支援	通常の連携では対応困難なケースにおける役割分担や支援の方向性の整理、支援調整を行う

基本目標 3 安心安全な地域共生社会の実現

住み慣れた家庭や地域社会の中で、子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を推進します。

また、認知症や障がいのある人を含む全ての人が安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護に向けた取組を充実させます。

目標指標

指標	実績 (R4)	目標
「あなたはどの程度幸せですか」 (10点満点) という質問の回答の平均点	6.71点	8点

※令和4年度市民意識調査

(施策の方向性)

3-1(1) 防災・防犯・交通安全の推進

災害時に支援が必要な人が増加しているため、災害時避難行動要支援者名簿の整備を進め、円滑な救護体制の整備に努めます。

また、高齢者が被害者となる事件や事故の増加が予測されるため、地域における防犯・交通安全活動により、高齢者を守る取組を推進します。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2029)	<input type="checkbox"/> :事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> :連携・協働
防災講座 過去の災害、今後起こり得る災害、市の防災対策等、防災に関する意識啓発を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 防災対策課
防犯パトロール 青パト(青色回転灯付車両)による防犯パトロールを実施。	継続	<input type="checkbox"/> 総務課
街頭キャンペーン 商業施設利用者やドライバーに対して防犯・交通安全についての啓発活動を実施。	継続	<input type="checkbox"/> 総務課
運転免許証自主返納支援制度 高齢者運転者の交通事故防止のため運転免許証の自主返納を支援。	継続	<input type="checkbox"/> 総務課
街頭監視 交通安全運動期間や交通事故死ゼロの日に啓発活動を実施。	継続	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ団体
災害時避難行動要支援者名簿整備(P61参照) 要支援者の情報を平常時から収集し、行政・地域等で共有することで、要支援者への情報伝達体制や地域ぐるみの避難支援体制の整備を図る。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課
防災ボランティアコーディネーター養成 大規模災害被災時に、支援を要する市民と、手助けをするため駆け付けるボランティアを橋渡しする災害ボランティアセンターのコーディネーターを養成。	継続	<input type="checkbox"/> 社協(委託事業)
情報伝達体制の整備 防災行政無線、安心安全ほっとメール等複数の手段を用いて情報伝達体制の整備を図る。 ひとり暮らし高齢者等(緊急通報システムを貸与)、聴覚障がい者等(eメール119番、Net119緊急通報システム)の伝達体制確保。	継続	<input type="checkbox"/> 防災対策課 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 高齢福祉課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課

○地域全体での取組

- ・家族で、防災・防犯・交通安全の対策について話しましょう。
- ・地域の防犯パトロールや防災訓練などに参加しましょう。

(施策の方向性)

3-(2) 健康づくり・生きがいづくりの推進

健診受診や生活習慣病予防等により、一人ひとりがいきいきと暮らせるような健康づくりを推進します。

また、幸福度を高める一環として、生きがいづくりへの取組が必要であり、高齢者・障がい者を含む全ての人に、生涯学習・生涯スポーツや就労の機会の提供に努めます。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2029)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
特定健診・後期高齢者健診 生活習慣病の予防と早期発見を目的とした健康診査を実施。	継続	□保険年金課
シルバー人材センターの活用 働く意欲と能力のある高齢者の就労を促進するため新たな職域への展開を支援。	継続	□シルバー人材センター(一部補助)
健康診査(がん検診) がんの早期発見と早期治療、予防の知識の普及を図ることを目的とした各種がん検診を実施。	継続	□健康課
予防接種 感染症予防を目的として定期予防接種等を実施。	継続	□健康課
たはら健康マイレージ事業(P61参照) 健康意識の向上と健康行動実践者の拡大と定着化を目的とした健康づくり点数制度。	継続	□健康課
生涯学習機会の提供 ライフステージに応じた学びの機会の提供のため、生涯学習講座、市民カレッジ、しおさい大学等の開催。	継続	□生涯学習課
生涯スポーツの推進 誰でも参加できるニュースポーツの教室や大会、初心者教室等の開催。	継続	□スポーツ課
老人クラブ・介護予防教室・サロンへの参加 生きがいをもって高齢期の生活を豊かなものとするため、地域の集まりや居場所に参加し活動。	継続	□高齢福祉課 □地域福祉課 □社協
生活ささえあいネットやボランティア活動の推進 住み慣れた地域で安心して暮らすため、ともに支え助け合い、協力し合う。	継続	□地域福祉課 □社協
知識と情報の利活用の推進 知識や情報入手、創造・発信できるよう、にじいるサービス(障がい者向けサービス)、元気はいたつ便(高齢者介護施設巡回サービス)、ウィキペディアタウン(住民参加による地域情報編集・発信ワークショップ)等の事業を実施。	継続	□中央図書館 ○文化財課
高齢者保健事業と介護予防の一体的実施 医療・介護データの分析に基づき、高齢者のフレイル予防と疾病予防等の啓発、保健指導等を実施。	新規	□保険年金課 □高齢福祉課 □健康課

○地域全体での取組

- ・住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、健康づくり・生きがいをづくりに取り組みましょう。
- ・健診等を定期的に受診し、健康管理に努めましょう。

(施策の方向性)

3-(3) 地域医療体制の充実

住み慣れた地域で安心して医療を受けられるよう、救急医療を含む地域医療体制を維持・継続させる必要があります。そのため、市民一人ひとりが適正な医療を理解し、医療機関等への過度な負担をかけないように努めることや、医師会と歯科医師会が行う在宅当番医制や救急医療を担う公的病院への支援などを引き続き実施します。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2029)	<input type="checkbox"/> :事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> :連携・協働
地域医療体制の維持・継続 平常時及び災害時に、必要な医療を地域で受けられるよう医療体制を整備する。 田原市赤羽根診療所を運営する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
適正医療の推進 日常的な診療や初期治療を行う、かかりつけ医(主治医)制を推進する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
かかりつけ医と公的病院の連携 医療機関の機能分担や高度医療機器の有効活用を目的とした連携を支援する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
休日・夜間の医療体制の確保 医師会と歯科医師会が輪番制で行う在宅当番医制を支援する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
救急医療体制の維持 重篤な患者を受け入れる医療体制(第2次医療)を維持するため支援する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
広域救急医療体制の維持 東三河4市の7病院が輪番で救急患者の受入を行う体制を支援する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
医療人材の確保 公的病院に勤務する意志のある医学部の学生に修学資金等を貸与する。 公的病院が行う医療従事者等の確保対策を支援する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課

○地域全体での取組

- ・かかりつけ医を持ち、病気になった時は診療時間内に受診するようにしましょう。
- ・正しい生活習慣を身に着け、定期的に健診(検診)を受診するなど、日頃から健康管理に努めましょう。

(施策の方向性)

3-(4) 人にやさしい街づくりの推進

公共建築物の整備や高齢者の住み替えなど地域住居に関する支援を行い、誰もが住みやすい街づくりを推進します。

また、増加する交通弱者の移動手段を確保する必要があるため、公共交通ネットワークの確保・維持・改善を図ります。

さらに、見守り活動等、ソフト面での活動を推進し、人にやさしい街づくりを推進します。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2029)	<input type="checkbox"/> :事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> :連携・協働
認知症高齢者等の見守り 認知症高齢者とその家族が安心して生活ができる環境を整備するとともに、認知症見守り QR ラベルシール交付事業等を活用した地域の関係機関における見守り等の支援体制を構築する。	継続	<input type="checkbox"/> 高齢福祉課 <input type="checkbox"/> 認知症地域支援推進員
民生委員・児童委員による支援 地域の身近な相談相手として、住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役として誰もが安心して暮らせる地域づくりのための活動を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 社協
子育て安心見守り隊 地域の身近な相談者として、見守り支援を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
ママサポーター・子育てコンシェルジュによる支援 妊娠出産に関する相談支援や、子育てサービスの紹介、子育ての相談に応じる。	継続	<input type="checkbox"/> こども健康部各課
公共交通ネットワークの確保・維持・改善 市民・地域・事業者・行政等が協働しながら、運行内容等の改善による公共交通の利便性・有効性の向上を図る。 ・伊良湖本線・支線への運行補助 ・田原市ぐるりんバスの運行 ・田原市地域公共交通会議での検討	継続	<input type="checkbox"/> 街づくり推進課
買い物支援バス 日常的な生活圏域に商業施設がなく、かつ自家用車を所有しない高齢者の買い物を支援するバスを運行。	継続	<input type="checkbox"/> 社協
人にやさしい街づくり整備方針 障がいのある人や高齢者を含む全ての人にとってやさしい街づくりを目指す。公共建築物の改善・整備、高齢者の住み替え等地域住居に関する支援等。	継続	<input type="checkbox"/> 各課

○地域全体での取組

- ・地域の活動の拠点として、市民館や集会所を活用しましょう。
- ・見守りが必要な人に目を向け、地域の中の孤立を防ぎましょう。

(施策の方向性)

3-(5) 権利擁護の充実と成年後見制度利用促進計画

認知症や知的、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方は、契約行為ができないといった理由で福祉サービスが受けられない状況となったり、詐欺など消費者被害に遭うおそれもあります。誰もが権利を侵害されることなく、最大限に意思が尊重され、地域で自立した生活が送れるよう権利擁護や意思決定の支援、成年後見制度利用の促進に向けた取組を推進します。

また、虐待を発見した際に窓口に通報や相談をするという意識を高めつつ、虐待を未然に防ぐための取組を進めます。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2029)	<input type="checkbox"/> :事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> :連携・協働
相談窓口の設置(P14, 15 参照) ・高齢者支援センター ・障害者相談支援・計画相談・地域相談・障害児相談 ・妊娠・出産・子育てで総合相談窓口 ・子育て相談 ・健康相談 ・生活保護・生活困窮者自立支援事業相談窓口 ・成年後見センター ・心配ごと相談窓口	継続	<input type="checkbox"/> 福祉部・こども健康部各課 <input type="checkbox"/> 社協
成年後見制度の利用促進 判断能力が不十分な人の権利を守るため、必要ときに、適切な制度利用ができるよう支援。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協
成年後見センター事業 認知症高齢者、知的・精神障がい者等判断能力が不十分な人の権利を守るため相談に応じるとともに、制度の周知啓発や、必要に応じて法人後見人として支援。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業)
日常生活自立支援事業 認知症高齢者、知的・精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 社協(委託事業)
人権擁護委員による活動 委員が、学校等へ出向き、人権についての啓発活動を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 豊橋人権擁護委員協議会 田原地区委員会 <input type="checkbox"/> 地域福祉課
要保護児童対策地域協議会 児童虐待・非行などの防止を図るため、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や支援を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課
コアメンバー会議(高齢者虐待対応) 高齢者虐待と養護者支援を組織的に判断し対応する。	継続	<input type="checkbox"/> 高齢福祉課

【田原市成年後見制度利用促進計画】

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいにより、判断能力が不十分な人が、本人の財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者(成年後見人等)により、法律的に保護し支援する制度です。

成年後見制度の対象者は増加しているにもかかわらず、制度そのものを知られていないことや、その意義について十分に理解されていないのが現状です。そのため、制度について広く周知し、多くの人に正しく理解していただくように取組を推進します。

また、利用する人が多様な選択ができるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携を推進します。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2029)	<input type="checkbox"/> :事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> :連携・協働
周知と研修の開催 成年後見制度や意思決定支援に関するガイドラインについての研修会を開催するとともに、普及啓発に取り組む。	新規	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業)
後見人候補者の適切な推薦等の実施 対象者の状況や意思を踏まえ、適切な後見人等候補者を推薦できるよう、受任調整機能の強化を図る。	新規	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業)
中核機関や協議会の機能の検討 中核機関について、その機能の検討とともに役割を整理し、(既存の組織を活用し)権利擁護支援の課題や取組み等を協議する協議会を設置する。	新規	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業)
権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援の推進 高齢者支援センター、居宅介護支援事業所、障害者総合相談センター、相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援等との連携を図り、権利擁護が必要な人の初期相談のための取組みを強化するとともに、地域連携ネットワークを構築する。	新規	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業)
権利擁護支援に関するニーズの把握 福祉関係者や当事者団体に対して、権利擁護支援が必要な人のニーズ把握調査を行う。 把握したニーズをもとに、地域課題を分析・整理し、協議会等を活用して地域に必要な取組の調査・研究を行う。	新規	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業)
権利擁護支援に携わる人材の育成 成年後見センターの活動内容について検討し、携わる人材の育成方針を定める。	新規	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協(委託事業)

○地域全体での取組

- ・虐待防止についての意識を高め、虐待を見つけた際は、相談窓口へ相談・通報しましょう。
- ・認知症や障がいに対する理解を深め、権利意識を高めましょう。
- ・地域において、必要な人が成年後見制度を利用できるよう権利擁護の意識を高めましょう。

(施策の方向性)

3-(6) 再犯防止等への取組 【田原市再犯防止推進計画】

犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等の依存がある、高齢で身寄りがないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人がいます。また、情報や知識不足等の理由で必要な支援に結びつかず、生活困窮者となって再び犯罪に手を染めてしまうことも少なくありません。こうしたことから、再犯を防ぐためには、まず社会復帰に関する支援が重要となります。

再犯を防ぐことができれば、犯罪そのものの減少にもつながるため、本市では、国が示す重点課題等を参考に、実情に応じた再犯防止策に取り組み、全ての人が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

○主な取組(行政・社協等)

取組 (内容)	第4期計画 (2024→2028)	<input type="checkbox"/> :事業担当課 <input type="checkbox"/> :連携・協働
就労・住居確保の支援 不安定な就労や適当な帰住先が確保されていないことが再犯の要因となっていることに鑑み、生活困窮者自立支援制度等を活用し、就労や住宅の確保に関する支援を実施。	継続	<input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 商工課
保健医療・福祉サービスの利用促進等 矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難な高齢者や障がい者等に対し、高齢者支援センターや障害者総合相談センターが各種制度等の利用を支援。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 高齢福祉課 <input type="checkbox"/> 高齢者支援センター <input type="checkbox"/> 障害者総合相談センター
児童生徒の非行の未然防止等 青少年問題協議会等を中心に、青少年の健全育成を推進。	継続	<input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課
民間協力者の活動促進等 更生保護に携わる民間協力者(保護司会や更生保護女性会等)の活動及びそれに要する費用を支援。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協
民間協力者に対する表彰 更生保護事業の発展に長年貢献いただいた人を顕彰し、その活動や意義を広く市民に共有。	継続	<input type="checkbox"/> 広報秘書課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課
保護司会・更生保護女性会・協力雇用主会による活動 「社会を明るくする運動」の推進、講演会や啓発活動等を実施。	継続	<input type="checkbox"/> 田原保護区保護司会 <input type="checkbox"/> 田原市更生保護女性会 <input type="checkbox"/> 田原保護区協力雇用主会 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 地域福祉課

○地域全体での取組

- ・犯罪や非行を防止するとともに、刑期を終えた人たちの更生に対する理解を深めましょう。

基本目標 3 主な取組からのピックアップ

3-1(1) 防災・防犯・交通安全の推進

災害時避難行動要支援者名簿の作成・情報共有・拡充及び個別避難計画の作成

災害が発生したときに、何らかの理由により情報が収集できないことを想定し、高齢者や障がい者など、一人では避難することが困難な人(避難行動要支援者)を対象に、申請による名簿登録を行っています。自治会、民生委員等が対象者を把握し、平常時の見守りや災害時の避難支援、安否確認などに活用し、地域で連携して支援していく制度です。毎年、登録の受付、新規登録者の把握、情報提供を行っています。

さらには、災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ自ら確認しておいていただくため、避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせた個別避難計画を作成する仕組みづくりに取り組みます。

3-1(2) 健康づくり・生きがいづくりの推進

たはら健康マイレージ事業

本市では、平成 26 年 6 月から「たはら健康マイレージ」事業をスタートし、健診(検診)や健康づくりの取組、講座・イベント・ボランティアに参加することで点数が貯まり、健康づくりに参加するきっかけづくりや健康意識の向上を図り健康行動実践者の拡大と定着化を目的としています。

令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症のまん延により、達成者数が減少しているため、啓発等を実施し、参加者の増加を図ります。

【達成者数】

	達成者数
令和 4 年度	547
令和 3 年度	494
令和 2 年度	602
令和元年度	1,203
平成 30 年度	1,088
平成 29 年度	579
平成 28 年度	546
平成 27 年度	223
平成 26 年度	39

第5章

計画の推進にあたって

1 計画の周知・啓発

本計画で示した基本理念、基本目標について、市民の理解が得られるよう周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。そのため、広報紙、ホームページなど市民向け広報や、関係福祉団体等への情報提供により、地域福祉の推進に向けた意識啓発に取り組みます。

2 計画の推進と評価

本計画は、地域福祉計画推進会議において、住民の意見を聴取するとともに、国の福祉制度改革の動向も十分に見極めたうえで、進捗状況について点検・評価を行い、必要に応じて改善します。また、関連計画の推進や見直しにあたっては、関係課で進捗状況を共有しながら、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

参考資料

各種施策や制度の概要

1 改正社会福祉法【令和3年4月施行】

(1) 改正社会福祉法の概要

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制の構築

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ゴミ屋敷など)

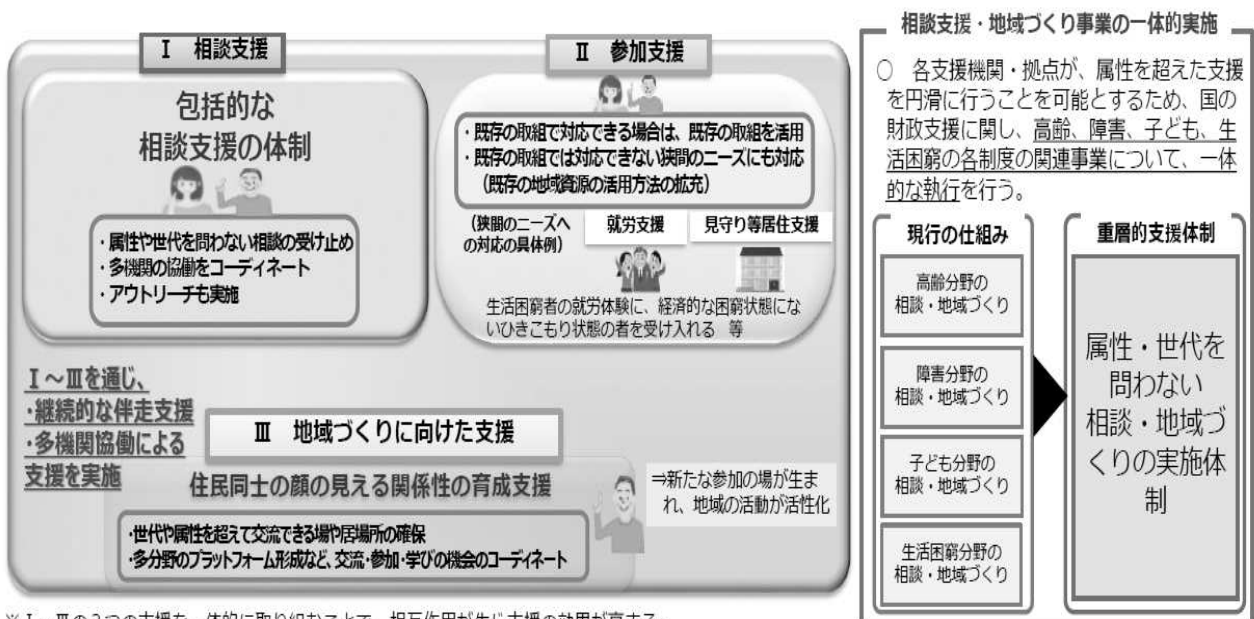
- ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

○社会福祉法に基づく新たな事業「重層的支援体制整備事業」の創設。

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けて支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須。
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう交付金を交付する。

(2) 新たな事業の全体像



※Ⅰ～Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

改正社会福祉法【令和3年4月施行】

※下線部は、改正・新設部分

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。))は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。))において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止

又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に
行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市町村地域福祉計画)

第七條 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 関係する分野別計画

◆高齢者福祉分野

計画名	田原市高齢者福祉計画(第10次高齢者福祉計画)
計画期間	令和6年度～令和8年度
基本理念	笑顔とやさしさの満ちあふれるまち
計画概要	<p>東三河広域連合が策定する第9期介護保険事業計画との整合を図りながら、目指すべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、今後の高齢化対策のさらなる推進と取り組むべき施策を具体的に明らかにすることを目的として策定しています。</p> <p>高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持って元気に生活できるように、介護や介護予防、医療、住まい、生活支援、社会参加などが包括的に提供する地域包括ケアシステムのさらなる深化と、地域で活動する担い手の育成や確保などの人材育成と住民意識の醸成等に関する計画となっています。</p>

計画の体系

基本施策	方針
1-1 介護予防・フレイル対策の推進	1 介護予防の推進
	2 健康づくり・フレイル予防の推進
	3 生きがいづくりの推進
1-2 在宅生活支援の充実	1 地域全体で支えあう仕組みづくり
	2 在宅生活支援サービスの充実
	3 家族介護支援の充実
2-1 在宅医療・介護連携の推進	1 多職種連携によるネットワークの構築
	2 切れ目のない在宅医療と介護の場を提供する体制づくり
	3 在宅医療・介護連携の理解促進
2-2 認知症施策の推進	1 認知症に関する理解促進及び本人発信の支援
	2 認知症予防の推進
	3 認知症の早期発見と受信支援
	4 地域支援体制の充実
3-1 住環境の整備	1 住み慣れた住宅の環境改善支援
	2 安心・安全な地域づくりの推進
	3 高齢者施設等の確保
3-2 介護サービス基盤の充実	1 適切な介護サービスを提供するための基盤強化
	2 介護人材の確保と定着の支援
	3 介護保険サービスの適切な提供支援

◆障害福祉分野

計画名	第4期田原市障害者計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)
計画期間	令和3年度～令和8年度(令和6年度～令和8年度)
基本理念	お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち
計画概要	<p>障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定しています。</p> <p>障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、地域で自立した生活を送るための環境整備や、障がいの有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支えあいながら生きていく共生社会の実現に関する計画となっています。</p>

計画の体系

分野	方針
生活支援	1 相談支援体制の充実
	2 福祉サービスの充実
	3 障がい児支援の充実
	4 サービスの質の向上
	5 人材の育成と確保
保健・医療	1 医療機関等との連携
	2 障がい者の健康づくりに関する取組
	3 こころの健康に関する取組
	4 障がい者の医療に関する取組
教育・文化 芸術・スポーツ	1 インクルーシブ教育に関する取組
	2 切れ目ない支援体制の構築
	3 文化芸術、スポーツ振興に関する取組
就労・雇用	1 障がい者雇用の促進
	2 福祉的就労環境の充実
生活環境	1 障がい者に配慮したまちづくりの推進
	2 情報を得やすくするための取組
	3 行政サービスにおける配慮
安心安全	1 防災対策の推進
	2 防犯対策の推進
	3 消費者被害の防止
差別解消 権利擁護	1 障害者差別解消の推進
	2 虐待の防止の推進
	3 権利擁護の推進
広域連携	1 東三河広域連合との連携
	2 東三河南部圏域との連携
	3 福祉先進地との連携

◆子育て支援分野

計画名	田原市子ども・子育て支援事業計画(第3期次世代育成支援行動計画)
計画期間	令和2年度～令和6年度
基本理念	子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまち たはら
計画概要	<p>子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援法に基づく「行動計画」を一体的に策定しています。</p> <p>教育・保育サービスや子育て支援サービスの内容や体制を充実や、“親育ち”の視点からの支援も行い、子どもたちの笑顔と、健やかな育ちをはぐくむまちづくりを、市民と行政の協働で進めるための計画となっています。</p>

計画の体系

基本目標	方針
地域における子育ての支援	1 地域における子育て支援サービスの充実 2 保育サービスの充実 3 子育て支援のネットワークづくり 4 子どもの健全育成 5 地域における人材養成
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 3 食育の推進 4 小児医療の充実
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 3 家庭や地域の教育力の向上 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅・居住環境の確保 2 子どもと子育て家庭に快適なまちづくりの推進
職業生活と家庭生活との両立の推進	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備
子ども等の安全の確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	1 児童虐待防止対策の充実 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進 3 障がい児施策の充実
子どもの貧困対策の推進	1 教育・学習支援の充実 2 生活の安定や保護者の就労の支援 3 経済的支援の充実
子育てに関する意識の高揚	1 少子化、子育てに関する意識啓発の推進

◆健康分野

計画名	健康たはら 21 第 2 次計画
計画期間	平成 27 年度～平成 36 年度(平成 31 年度に中間見直し)
基本理念	みんなが幸せを感じて暮らせるまち
計画概要	健康増進法に基づく「健康増進計画」として、また、母子保健計画である「健やか親子計画」も含み策定しています。 市民の健康づくりを総合的に推進するための指針として、個人、団体、行政それぞれの役割を整理し、健康都市づくりの視点を取り入れつつ、基本目標を「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」としています。

計画の体系

基本目標	基本方向	分野	方針
「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」	生涯を通じた健康づくり	育ち・学びの世代	子どもの頃から健全な生活習慣を身につける 安心して子育てができる環境づくり
		働き・子育て世代	生活習慣病の発症予防と重症化予防 働き世代の健診・がん検診の受診環境の整備と受診勧奨
		成熟世代	生活習慣病の発症予防と重症化の予防 生活機能の維持向上
	疾病の発症予防・重症化予防	がん	がんの予防と早期発見に努め、がんで亡くなる人を減らします。
		循環器疾患・糖尿病	特定健診、特定保健指導を受けて、生活習慣病と重症化を予防します。
	生活習慣の見直し	栄養・食生活	田原市のおいしく新鮮な食材を食べ、肥満者や生活習慣病になる人を減らします。
		身体活動・運動	仲間同士で運動することで、肥満を予防し生活習慣病を予防します。
		休養・こころの健康	子どもの頃から規則正しい生活リズムをつくり、十分な睡眠・栄養をとり心身の健康を保持します。
		たばこ・COPD	未成年・妊婦の喫煙を防止するとともに、禁煙・受動喫煙防止の環境整備に取り組みます。
		飲酒	飲酒が及ぼす健康影響について理解し、不適切な飲酒をやめ、適度な量を心がけ、健康的な飲酒を目指します。
		歯・口腔の健康	子どもの頃から歯を大切にします。かかりつけ医をもち、年 1 回以上の歯科検診を受けるようにします。
	地域社会で支える健康づくり	健やか親子	子どもたちが健やかにのびのびと育つために、妊娠期からの健康づくりへの支援や地域と連携した子育て支援の輪を広げます。
		健康づくりの環境整備	企業や団体と連携した健康づくり活動を展開します。
		市民の健康づくりを支援する人々と健康づくりの輪の推進	地域で健康づくりに取り組み、市民の活動を応援し、健康づくりに取り組む個人や市民を増やして生きます。

◆田原市社会福祉協議会 基盤強化計画

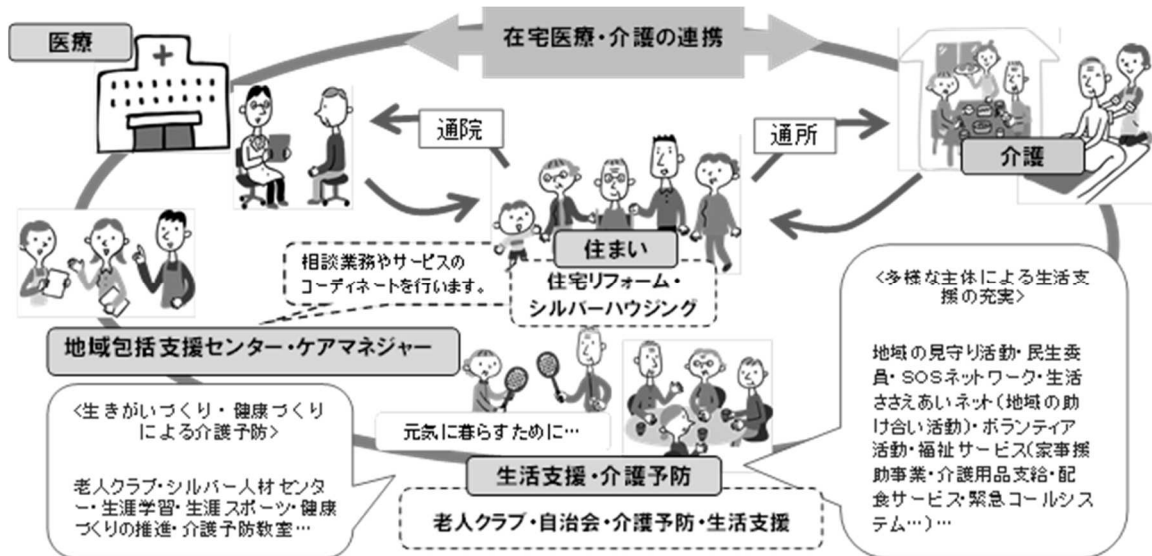
計画名	田原市社会福祉協議会 第3期基盤強化計画
計画期間	令和6年度～令和11年度
基本理念	市民と共に 未来に広げる 福祉の輪
計画概要	<p>「田原市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」における田原市社会福祉協議会の役割の遂行や理念を実現していくと同時に、自主財源の確保や職員人材育成により組織強化を図っていくための指針を策定しています。</p> <p>「住民参加と協働による活動の展開」、「地域における利用者本位の福祉サービスの推進」、「地域に根ざした総合的な支援体制の整備」、「多様化する福祉ニーズに応じた先駆的な活動への取組」を経営理念とした計画となっています。</p>

計画の体系

部門別基本目標	取組
信頼される社会福祉協議会を目指して(法人運営部門)	1 財源の確保(財政計画) (1) 自主財源 (2) 公費財源 (3) 事業収入財源(自主事業)
	2 組織・体制 (1) 職員配置・人材育成 (2) 給与制度、人事評価制度 (3) 理事会・評議員会
安心して暮らせるまちづくり(地域福祉活動部門)	1 地域課題の把握、新たな福祉サービス等の企画 2 コミュニティーソーシャルワークができる人材育成 3 ボランティア活動や市民活動の活性化と支援 4 福祉教育の充実と工夫 5 住民主体の地域福祉活動の推進
身近な所で相談できる体制の確保(福祉サービス利用支援部門)	1 成年後見センター事業、日常生活自立支援事業 2 心配ごと相談事業 3 生活困窮者自立相談支援事業 4 生活困窮者就労準備支援事業 5 高齢者支援センター(地域包括支援センター)事業 6 障害者相談支援事業 7 就労移行支援事業 8 生活介護・日中一時支援事業
自分らしく豊かな生活を営めるまちづくり(在宅福祉サービス部門)	1 居宅介護支援(ケアプランセンター)事業 2 訪問介護・障害福祉サービス(ヘルパーステーション)事業 3 福祉有償運送事業 4 配食サービス事業 5 車椅子貸出事業 6 高齢者介護予防事業

3 地域包括ケアシステムの概要

地域包括ケアシステムのイメージ



5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」



- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

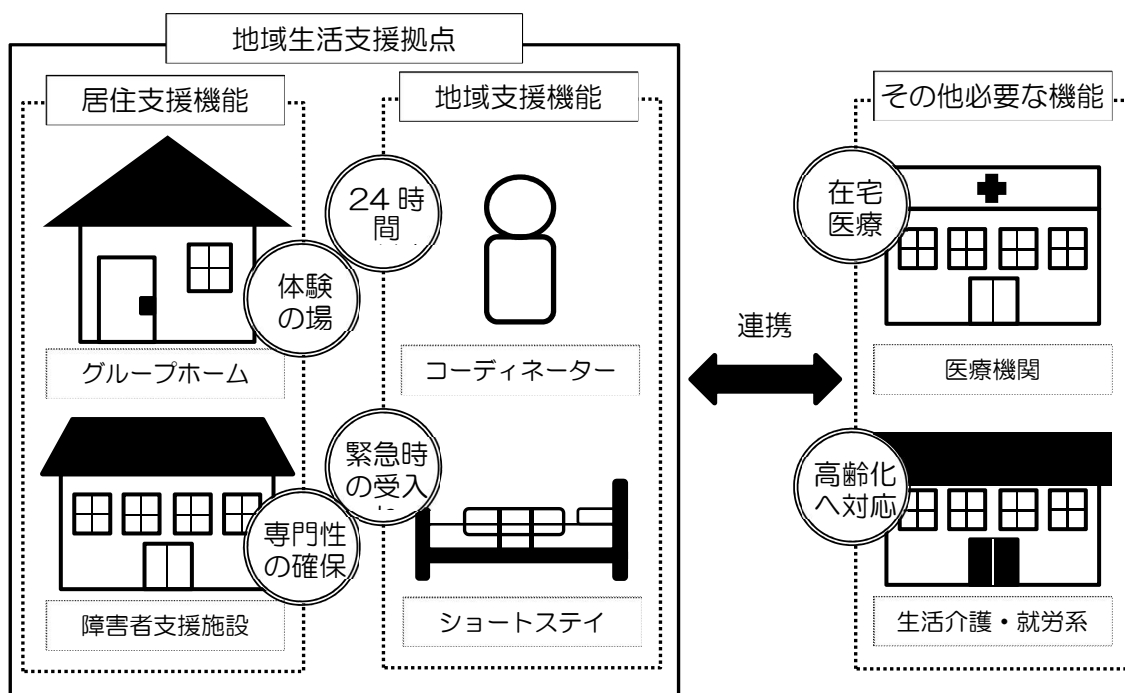
<p>自助</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自分のことを自分でする ■自らの健康管理（セルフケア） ■市場サービスの購入 	<p>互助</p> <ul style="list-style-type: none"> ■当事者団体による取組 ■高齢者によるボランティア・生きがい就労 ■ボランティア活動 ■住民組織の活動 	<p>【費用負担による区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「自助」には「自分のことを自分ですること」に加え、市場サービスの購入も含まれる。 ・これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。
<p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ■介護保険に代表される社会保険制度及びサービス 	<p>公助</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一般財源による高齢者福祉事業等 ■生活保護 ■人権擁護・虐待対策 	<p>【時代や地域による違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年までは、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯がより一層増加。「自助」「互助」の概念や求められる範囲、役割が新しい形に。 ・都市部では、強い「互助」を期待することが難しい一方、民間サービス市場が大きく「自助」によるサービス購入が可能。都市部以外の地域は、民間市場が限定的だが「互助」の役割が大。 ・少子高齢化や財政状況から、「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要。

4 地域生活支援拠点の概要

地域生活支援拠点のイメージ

地域生活支援拠点等は、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、そして親なき後を見すえ、そのような状態になっても安心して生活できることを目指し整備するものです。整備にあたっては、グループホームや入所施設に機能を付加する方法と、市内の関係機関が機能を分担する方法(面的整備型)が想定されます。

田原市においては、障害者総合相談センターがコーディネートの役割を担い、市内の関係機関がそれぞれに必要な役割を担う、面的整備型の拠点作りを目指します。



地域生活支援拠点に求められる機能

- 相談支援体制の整備と地域の体制づくり（地域移行や親元からの自立へ向けた支援）
- 体験の機会や場の提供（ひとり暮らし体験やグループホーム体験等）
- 緊急時の受入や対応（ショートステイの利便性や対応力の向上）
- 専門性（人材の確保と養成、連携等）

5 生活困窮者自立支援法の概要

生活困窮者自立支援法とは

働きたくても働けない、住む所がないなど、まずは地域の相談窓口で相談し、解決に向けた支援が受けられるよう、平成 27 年 4 月から施行されました。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

■自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

一時生活支援事業

住居のない方に衣食住を提供します。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

生活困窮世帯の子どもの学習支援

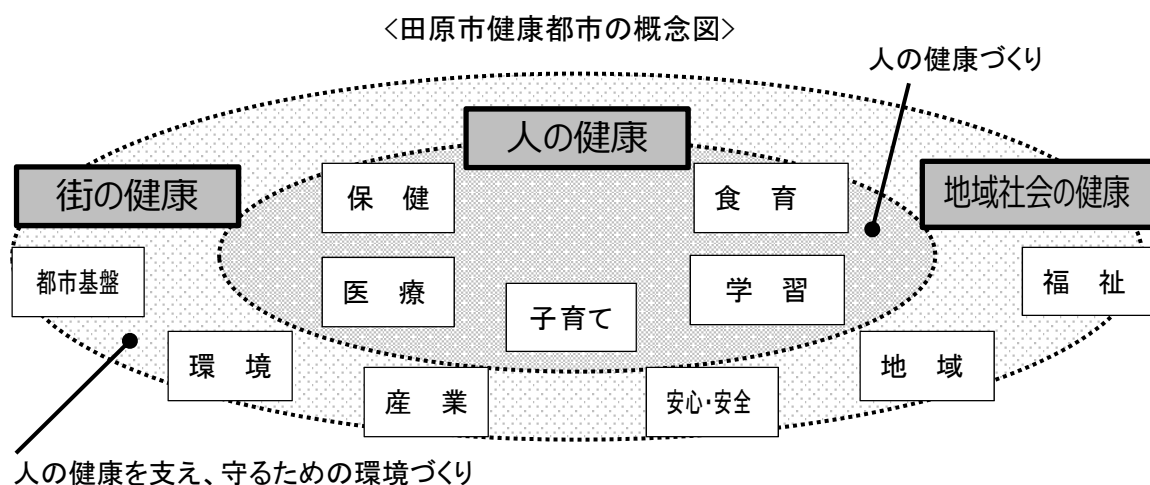
子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

6 健康都市の概要

健康都市のイメージ

田原市は、平成 25 年 7 月に WHO(世界保健機関)が提唱する健康都市連合に加盟しました。健康都市とは、保健、医療の分野に加え、環境、教育、文化、まちづくりなど幅広い分野の活動により、そこに住む人のよりよい健康と生活の質の向上を促進する都市環境を提供する都市のことです。



〈健康都市プログラム基本方針〉

保健、医療等、人の健康づくりに直接的に影響を与える分野と、都市基盤や環境等、人の健康を間接的に支える分野の施策を一体的に進めるために、『田原市健康都市プログラム』を策定しています。

- 人の健康 … 子どもから高齢期に至るまで、全ての世代の人の心と体が健やかであること。
- 街の健康 … 高齢者も障がい者も誰もが外出でき、また、身近な自然とのふれあいや環境活動を通して、心の安らぎと健康増進が図れること。
- 地域社会の健康 … 安心して生活できる環境があり、また、地域で支え合う仕組みや、参加と協働により市民活動が活発であること。

7 生活ささえあいネットの概要

生活ささえあいネットのイメージ

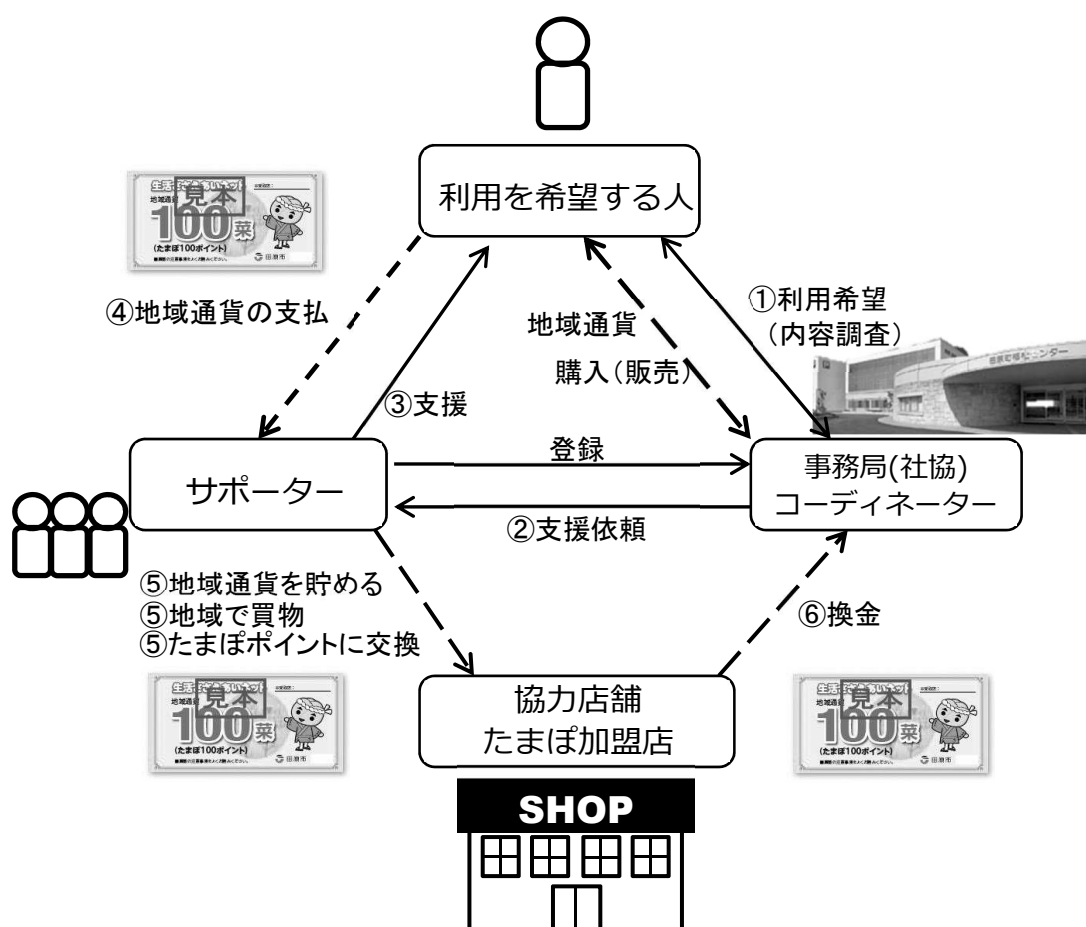
日常生活でちょっとした困りごとがあった時、手助けしてほしい。(支援依頼者)

自分ができる時間帯、曜日で簡単なことなら、お手伝いしたい。元気な今お手伝いして、自分が困った時には手助けしてほしい。(サポーター)

頼みたいけど、お礼をどうしたら良いか、現金ではよそよそしさを感じてしまう。(支援依頼者)

そこで、支援依頼者がサポーターに渡せる田原市独自の地域通貨「菜(さい)」を使い、ささえあいの支援(お手伝い)をおつなぎします。

「菜」は、協力店舗において100菜=100円で商品等購入費の支払にも使用でき、たまぼカードへのポイント付与も可能です。



8 その他

○策定の経過等

本計画の策定にあたっては、田原市地域包括ケア推進協議会において協議を行います。

開催日	会議名等	協議内容等
R5.7.27	第1回田原市地域包括ケア推進協議会	・第3期計画における現状と課題の把握及び評価を行いました。 ・第4期計画における策定の趣旨、計画の位置づけ、計画策定のポイント等の整理を行いました。
R5.10.19	第2回田原市地域包括ケア推進協議会	・第4期計画の計画策定の柱となる施策体系図を示し、計画案について協議しました。
R5.11.15	議会報告	・第2回田原市地域包括ケア推進協議会で協議を行った第4期計画案について会期前文教厚生委員協議会に報告しました。
R6.1. ~ R6.1.	田原市パブリックコメント手続の実施	
R6.3.	第3回田原市地域包括ケア推進協議会	

○田原市地域包括ケア推進協議会委員名簿

(敬称略)

No	所属	氏名
1	一般社団法人 田原市医師会	國見 知明
2	田原市歯科医師会	木村 知広
3	田原市薬剤師会	久田 哲也
4	愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院	吉田 昌弘
5	愛知県豊川保健所	杉浦 嘉一郎
6	愛知県認知症疾患医療センター 医療法人松崎病院 豊橋こころのケアセンター	清水 徳子
7	医療法人さわらび会 福祉村病院	加藤 智太
8	地域コミュニティ連合会	福井 恒芳
9	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	山田 貴三
10	田原市民生児童委員協議会	近藤 秀樹
11	田原市老人クラブ連合会	長神 隆士

12	田原市介護保険関係事業者等連絡会(福寿園)	中立 次夫
13	田原市介護保険関係事業者等連絡会(あつみの郷)	小野田 清憲
14	田原市社協高齢者支援センター	横田 淳宗
15	あつみの郷高齢者支援センター	森田 友子
16	田原福寿園高齢者支援センター	吉田 毅
17	トヨタ自動車株式会社 田原健康サポートセンター	竹下 孝司
18	株式会社アイシン 健康推進室	鰐部 修
19	消防本部	浪崎 智彰
20	福祉部	小久保 智宏
21	障害者総合相談センター	※ 新井 在慶
22	家庭相談員	※ 久瀬 正弘
23	こども健康部	※ 木村 由紀子

※ 要綱第7条に基づく出席者

○庁内ワーキング名簿

No		No	
1	防災対策課	9	健康課
2	企画課	10	街づくり推進課
3	広報秘書課	11	建築課
4	総務課	12	学校教育課
5	保険年金課	13	生涯学習課
6	高齢福祉課	14	スポーツ課
7	子育て支援課	15	議事課
8	親子交流館	事務局	地域福祉課、社会福祉協議会総務課

**第 4 期 田原市地域福祉計画・
田原市地域福祉活動計画
(2024 年度～2029 年度)**

発行日:令和 6 年 3 月

発 行:田原市役所 福祉部 地域福祉課

電 話 0531-23-3512

F A X 0531-23-3545

田原市社会福祉協議会 総務課

電 話 0531-23-0610

F A X 0531-23-3970